

第百二十九回国
参議院建設委員会會議録第五号

平成六年六月三日(金曜日)

午後零時三十一分開会

委員の異動

六月二日

辞任

牛嶋

正君

補欠選任

山下 栄一君

六月三日

辞任

正敏君

補欠選任

西野 康雄君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

前田 勲男君

鈴木 貞敏君

永田 良雄君

種田 誠君

直嶋 正行君

委員

上野 公成君

遠藤 要君

坂野 重信君

松谷 蒼一郎君

吉川 博君

青木 新次君

小川 仁一君

磯村 修君

中川 嘉美君

山下 栄一君

上田 耕一郎君

西野 康雄君

国務大臣

建設大臣

森本 晃司君

国務大臣

(国土庁長官)

左藤 恵君

政府委員

国土庁長官官房

長

藤原 和人君

国土庁計画・調

整局長

鎌谷 真平君

国土庁地方振興

局長

秋本 敏文君

建設大臣官房長

伴 要君

建設大臣官房総

務審議官

内藤 勲君

建設省建設経済

局長

小野 邦久君

建設省都市局長

黒川 弘君

建設省河川局長

豊田 高司君

建設省道路局長

藤川 寛之君

建設省住宅局長

三井 康壽君

事務局側

常任委員会専門

員

駒澤 一夫君

説明員

法務省民事局参

事官

小池 信行君

農林水産省構造

改善局農政課就

業改善課長

新庄 忠夫君

林野庁指導部計

画課長

伴 次雄君

通商産業省環境

立地局立地政策

課長

中村 薫君

自治大臣官房地

域政策室長

河野 栄君

本日の会議に付した案件

○建設事業及び建設諸計画等に関する調査

(四全総合点検に関する件)

(入札制度に関する件)

(高速道路料金及び住宅・都市整備公団家賃改

定に関する件)

(中山間地域振興に関する件)

(河川事業に関する件)

○高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定

建築物の建築の促進に関する法律案(内閣提出)

○建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(前田勲男君) ただいまから建設委員会

を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、牛嶋正君が委員を辞任され、その補欠

として山下栄一君が選任されました。

また、本日、正敏君が委員を辞任され、その

補欠として西野康雄君が選任されました。

○委員長(前田勲男君) 建設事業及び建設諸計画

等に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○永田良雄君 自由民主党の永田良雄でございます。

国土庁長官、建設大臣に若干の質問をさせてい

ただきます。時間が大変短うございますので、で

きるだけ答弁の方も簡潔にいただきたいというこ

とをお願い申し上げます。

最初に、国土庁長官にお尋ねしたいわけであり

ますが、現在国土庁では第四次全国総合開発計画

の総点検作業をやっておられる、こういうふう

に聞いております。今月の中ごろにでも報告、中

間報告といえますか最終報告というのがまとめて

出るというふう聞いておられるわけがあります。

実は、現在各地域でそれぞれ新しい視点に立っ

て次の全国総合開発計画に向かって要望がいろい

ろ出ていると思うわけがあります。中でも、いわ

ゆる第二国土軸と申す広域的な地域プロジェクト

であります。東北の方でおれの方が第二国土軸だ

という話もありますし、それから大分から四国を

通る第二国土軸という話もあります。私の地元で

は、日本海国土軸というのをぜひひとつ今度の全

国総合計画の中でやってくれという大変強い希望

がございます。そういう点もいろいろ加味して総

点検のときにどういうふうに感じておられるか。

新しい全国総合計画の中で、そういった各地域の

要望をどのように取り上げていただけるかという

のを国土庁長官からお願いしたいわけでありま

す。

特に、抽象的な話ではなくて、例えば日本海国

土軸なら日本海国土軸としてこういうプロジェクト

をやりたい、そのためには国土軸の構想という

のはこういうプロジェクトとこういうプロジェクト

ありました。そういったことでなくて、人口が減少しておる地域、また高齢化が進んでおる地域というところへ移していこう、こういうことの方角というものが進んでおりますし、それから国際交流、こういうことでアジアとの交流が特にこれからの一つの大きなポイントだと思ひます。

そういったことを前提にして、今国土政策上重要な問題として地域間の新しい連携、交流、それから人と自然の共存を国土づくりの中にはつきりと位置づけていくとか、あるいは国際化の進展、こういったものについて議論がされておるのはお話のとおりだと思ひます。

この議論について具体的にどうなるのかということですが、これから答申が出てまいらないと我々の方としてもそれを進めていくわけにはまいりませんけれども、今いろいろ検討されているということでは、お話の日本の海岸の沿岸を一つの新しい国土軸としていくという問題。それから、東日本、西日本の地域それぞれ提案されておる、具体的にこれからどういふうに答申の中に書いてこられるか、そんなに詳しくいものになるのか、あるいはまたこれから肉づけていかなきゃならない問題か、その辺のところはまだよくわかりませんが、しかしいづれにしてもそういった考え方というのは次期の全総計画の中へはつきりとあらわれてくるのじやないか、このように思ひます。

二十一世紀の国土づくりの議論の一番基礎になるもの、これが今回のフォローアップの結果だろうとこのように思ひます。答申が出てまいりまして、そういったものを期待して、答申が出てまいりましてそれをもとにして検討を深めていきたい、このように考えているところでございます。

○永田良雄君 ぜびそういう地域の要望を酌んでいただいて、かつ地域にやっぱりと希望を与えらるものをつくっていただきたい。ついでに、今は四次でありますから、五次はいづころ計画を策定される予定なのか、その点について局長でよろ

しゅうございいますからお返事をいただきたいと思ひます。

○政府委員(鎌谷真平君) 第四次の全国総合開発計画をつくりましてから七年たっておりますので、やはりいろいろな変化があるので何か考えなければいけないのではないかとということで総合的の点検作業をやっているわけでございます。

先ほど大臣からお答え申し上げましたように、今月中旬に答申が出てくる、フォローアップの答申が出てくるということでございまして、私も、それを受けて新しい作業をどういふ手順で始めていくか、報告の中身を見ました上で政府部内でも検討いたしましてどういふ手順でやっていくかということも考えていきたいと思ひているところでございます。

○永田良雄君 世の中かなり速いスピードで変わっておりますので、新しい社会情勢の変化に応じてできるだけ早急に新しい計画をつくっていただくことを要望しておきます。

国土庁長官 私の質問に関してはもうよろしゅうございいます。

その次に、建設大臣にお伺いしたいと思ひます。建設大臣のきのうの所信の中で、緊急の課題として入札問題の話とそれから公共料金の問題が掲げられておりました。その二つの点についてお尋ねをいたしたい、かように思ひます。

昨今、ゼネコンをめぐる情勢が大変世論の厳しい非難もありまして、建設省もいろいろ苦勞しておられることは重々よく承知であります。中央建設業審議会も昨年答申をいたしました。それに基づいて、入札のあり方についての新しい方向を出されたわけですが、私が理解しておるところによりまして、細かいことは別にいたしまして、新しく制限付の一般競争入札を導入することになったというふうな理解でよろしいわけでございますか。そのほかにも、際立ってこういうことをやるんだということがありましたら教えていただきたいと思ひます。

○国務大臣(森本晃司君) 永田先生の御指摘のとおりでございます。昨年不祥事が続発いたしました建設行政に対する国民の信頼を欠いていることを私たちは非常に残念に思ひてまいりました。また遺憾に思ひているところでございます。

そこで、そういった国民の信頼を回復する上からも、入札制度というのをもう一度検討しなければならぬ。当然、基本的には発注者あるいは受注者の方のモラルの問題があるわけでございますけれども、同時に不正の起きにくいシステムをつくらなければならぬ。そういう意味で、先生が先ほどおっしゃっていただいたように、建設されたものを中心に検討させていただいております。

一つは、御承知のように一般競争入札を国においては七億三千万円、あるいは公共機関においては二十四億三千万円以上とさせていたことになりました。それから、それ以下の事業についても、競争入札の中でも公募方式をとっていくという形をこれからとらせていただきたい。これもまだ最終どれほどの規模からと決めておりましたが、一定の基準を設けてやっていきたいと思ひます。

それから、談合の温床となっている工事完成保証人制度、この問題についても検討いたしました。特に履行ボンドについては年内によく協議をして一つの結論へ持っていきたいと考えておりますが、これは引き続き業界の皆さんにも我々も勧告をしていきたいと思ひますし、発注者である我々もともどもに襟を正していきたい、このように考えております。

○永田良雄君 私も、汚職とかあるいは独禁法違反というものが入札制度と全く関係ないと言つてもいいわけでもない。しかし、どんな入札方式をとってもいわゆる贈収賄というものは起きておるわけでありまして。

イタリアは一般競争入札制度であります。それであれだけのすごい汚職が出たのはごく最近の話であります。フランスもミッテラン政権がおかし

くなってきたのは、やっぱりいわけゆる議員と金との関係でございます。ドイツでも独禁法違反はいっぱいあります。アメリカは全部一般公開競争入札、完全なやつをとってあるわけでありまして、年間に五、六十件の独禁法違反があるわけでありまして。

したがって、余にも汚職をなくするためだけの視点で物を考えると、基本的に大きな間違いを起すんではないかということを私は思ひておるわけでありまして。今の風潮は全く違いますよ。けしからぬ、けしからぬ、だからこうやれ、こうやれという話であります。でもとも公共入札をやる基本は何かということから考えていただきたいと思ひます。

ちなみに大臣にお伺いしますが、大臣が恐らく五千万、一億で御自分のおうちを建てたとなつたらどういふやり方をされましようか。業者を四、五十人集めて入札をやつて一番安い者にやらせられと、こうおっしゃいますか。

○国務大臣(森本晃司君) 二十数年前の中古の住宅を買って住んでおるものでございまして、まだそういう五千万、一億という家を建てたというのとはとてもいけません。もし仮に私がそういう状況下にあつたという仮定の上であります。どこの企業が優秀なのかということのカタログやいろんなものを集めた上で、何社かをやっぱりと聞かせていただいた上で女房と相談の上で決めるんじゃないかと思ひます。

○永田良雄君 まさにそうだろうと思ひます。安いかということでは業者を選定はいたしません。なぜかという、それは一番大事な自分の家だからそうするんだというわけでありまして。

公共工事国民にとって一番大事なものでありまして。しかも、工事中それにひついて監督しておるわけにはいかないわけでありまして、だれが信頼できるかというのが基本でなければならぬわけでありまして。そこを考えると、ただ安く

それをやるシステムが、私は指名という行為を通じてそれをやっているんだと思うわけでありま
す。指名という行為を通じて業者にダブりのない
ような配慮をするということ。それから、政策と
して地元の業者に仕事を配分してやらにいかぬ
ということであります。こういうことが一番大事
であって、もちろんもう一つあるわけでありま
す。これはべらぼうな値段であってはいけない、
適正な値段でなければいかぬということでありま
す。

それ以下の工事につきましては、一般競争を導入するということではございませんで、指名競争契約制度自体についてのいろいろな手続の透明性あるいは客観性を確保することによって、引き続き指名競争契約を運用上の基本ということをや

れども五十数年からであります。その結果今どうなっておるかということ、局長、教えてくださいます。

○政府委員（小野邦久君） 確かに先生御指摘のとおり、昭和五十五年あるいは五十六年ぐらゐから一

○永田良雄君 局長は大変遠慮しいしい物を言っておりますが、二つの市の事例はほとんどが一般競争入札をやめて指名競争入札に変わっているということを私は申し上げたいわけであります。発注の全部のうちの一部五％とか六％は一般競

争入札をやっていますが、これはどういふ事案かという、極めて安い、二十万とか三十万とかいう小さい発注の問題とか、あるいは特殊な電気工事とか、あるいは空調工事の特殊な例だけであって、あとは一般公共土木建築はすべて指名競争入札に変わってきている。それはなぜこうなってきたかという、いわゆる一社だけが独占していくという話があるということ、それから非常に工事の結果が不完全な工事が続々出てくる、こういうことから十数年の間に変わってきておるといふことを紹介しておきたいわけでありまして、ただ、具体的な市の名称は遠慮させていただいて、そういうところがあるということを中心としてやっていたかと思ひます。

時間が余りなくなってきたので申しわけないのでありますが、それでは次に移りまして、羽田内閣で公共料金の今年度いっぱい凍結ということをやられました。建設省では高速道路の料金の値上げと住宅公団の料金の値上げの凍結であります。これは一般見解には大変格好いいわけでありまして、一体この結果どういふことになるかということを考えてやっておられるのかどうかということ極めて心配するわけでありまして。

仮に言うならば高速道路の料金の値上げでも、地元の市町村長さんからは、あるいは知事からは、高速道路の料金値上げをやめるとおれらの方の高速道路の建設がまたおくれるよ、今できているところはそれはいいでしょう、私どもはまだ高速道路もないんですよ、こういう切実な声が出たのは新聞で拝聴しておるわけでありまして、具体的に大臣、その両方、住宅公団それから高速道路の料金の値上げストップをことしいっぱいやって、どういふ欠陥が出てくるか。それからもう一つ、来年どうされるのか。私は、いろいろ国民から非難を受けてもやるべきことはやっておかいかぬだろうと思うわけでありまして、大臣の御答弁をお願いします。

○国務大臣(森本晃司君) 現下の厳しい経済情勢からかんがみまして、今回、年内いっぱい公共料

金すべてを凍結するということを決めたわけでございます。それで、建設省関係は、今先生がおっしゃられたように道路公団と住宅公団の問題がございます。

道路公団の方につきましては、去る五月二十四日に公聴会をもちまして、公聴会で値上げ反対という声と、もう一つ、先生がおっしゃられたような地方の都道府県の知事さんやあるいは市長さんから、あの十一月に出た千八百八十四キロの施行命令については一体どうなるのか、一日も早く我々には実施してもらいたい、こういった強い要望が出ていることも事実でございます。

そこで、五月二十七日に両公団の総裁を大臣室へお呼びいたしました。そして、この凍結した分について後の影響は極力最小限にとどめなければならぬ。そこで、これも公聴会でも意見でありますけれども、一つは、経営の合理化、節約、それからサービス向上に努めてもらいたい、総裁が先頭に立って国民の理解もいただくように頑張ってもらいたい、こういった親善等々を出しまして報告をいただくことになっております。

なお道路公団につきましては、年内の公共料金の凍結については、これは認可まで凍結をするという措置ではないと私は認識している次第でございます。暫定施行等々のいろんな工夫をこれから凝らしながらも、そういった一方の地方の皆さんの御要望もございまして、早期に工事実施計画の認可を行って事業に着手する必要があると考えておりますので、的確な時期に行いたいというふうに考えております。

それから住宅公団の方につきましては、やはり後の修繕あるいは民間との格差という問題もございまして、公団の中の賃金格差もございまして、これは、大体三年ごとに変換を改正するというルールも国会の審議の上でお決めいただいているようでございますので、そういったルールにのっとって整々粛々とやっていきたいと思ひますし、同時に公団の経営合理化も図っていくようにしたいと思ひます。

以上です。

○永田良雄君 今大臣は、認可は年内でもやるといふ決意をおっしゃいましたので、ぜひ高速道路については認可だけはやっていただきたい、施行の方は多少おくれてもやむを得ませんから、ぜひお願いしておきます。

それから、住宅公団のやつは結局修繕費に金が回らぬわけでありまして、非常に悪い状況の中で住んでいただくしかないということだろうと思ひうわけでありまして、ぜひひとつそういう点は合理的な物の処理の仕方をしていただくようお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。

○青木新次君 青木であります。

私は、六十三年九月二十一日に国会決議が成り、昨年十二月十五日にガット・ウルグアイ・ラウンドの農業合意によって米のミニマムアクセスが決まりました。このことの意義というものは、これはもう国際協調の上からいってやむを得ないんだというふうな意見のある一方で、特に農業地帯、そしてまた特別の中山間地域等における農業者の意向というものは全く今日悲嘆に暮れて、これから農業はどうなるのかということ悲嘆に暮れている地域が非常に多いのであります。

あまつさえ、このごろ毎年のように台風が襲来いたしましてこの中山間地域を襲撃いたしております。いわゆる農地の崩壊、あるいはまたそれに伴って、これはまた手をつけられないというふうなことからいって、これらの地域が相当荒れ果てている。

私の郷里の方はミカンが非常に盛んであります。ミカンとともに山林も杉、ヒノキあるいはまた松とかが環境をしっかりと守っていただけるわけでありまして、金がないというところから、もうこれらのものが、農業生産物を放棄してあるだけでなくて、ミカンにフジ、すなわちトナリなどが巻いて、そして見るも無残な状態というのが今現出しているわけでありま

すが、きょう農林省見えておりますね、どんなふうにも認識しておりますか。

○説明員(新庄忠夫君) お答え申し上げます。

先生たいま御指摘ございましたように、特に中山間地域を中心いたしましたか、なりの耕作放棄地というものが現出しているわけでございます。中山間地域、農地を適切に管理していくということが国土あるいは環境の保全という点からも極めて重要であるというふうな私ども認識をいたしております。基本的には、こういった地域の農業の振興を図っていくことで、できるだけ耕作放棄地の発生を防ぐというのが基本であるかと思ひます。

そういったようなことで、昨年九月末に中山間地域の農林業等の振興のための新しい法律が施行されまして、特定山村法というふうに略称いたしておりますが、これに基づきまして私どもそれぞれの地域の実情に応じた形でいろんな活性化のための計画をつくっていただく。これに對しまして、ソフトの面あるいはハードの面、両面で行う支援をしていきたいというふうに思ひうわけでございます。

それから、耕作放棄地の管理あるいはその適切な活用という点でございますけれども、これにつきましては現在山村振興事業等によりまして、例えば農地の基盤整備をするとか、あるいは都市農村交流のための施設をつくるとか、あるいは不用木の除去をしたり雑草の刈り取りをしたりといった維持管理をする、こういったものに対して一定の助成措置があるわけでございます。こういった措置を適切に運用しながら耕作放棄地の発生あるいはこの適切な管理というところに努めてまいりたいと思ひうわけでございます。

なお、平成六年度からその耕作放棄地の農地以外の利用を図るという場合には、例えば市町村が植林のために耕作放棄地を買収するとか、あるいは都市との交流のための施設あるいは活性化のための施設の用地にするといったような場合には地方財政措置というものが講じられることに

なっておりますので、こういったものも十分活用されていくのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○説明員(伴次雄君) たいだいま御指摘があったとおり、森林は木材生産以外に国土の保全とか水資源の涵養、それから環境の保全というふうな非常に一般の国民の生活に大きな使命を果たしておるところでございます。森林整備というものは林政の重要な問題であるというふうな認識しておるところでございます。

今申し上げました考え方から、治山事業の計画に出発いたしました安全で潤いのある国土を形成するというところに一生懸命鋭意やっております。また平成四年度からは造林なり林道に関係します森林整備事業計画というものを新たに発足したわけでございます。こういうものによりまして、保育、間伐を含めまして森林整備というものを一層進めていきたいというふうな思っているところでございます。

○青木新次君 今、農水省からの答弁で、地域のいわゆる耕作放棄地とかあるいはまた荒れ果てた中山間地域を私はとてもこれは願望では救済できないと思っております。

したがって、特に先ほど申し上げましたガット・ウルグアイ・ラウンドの妥結によって一体どうなるのかということについては、農業の生産条件が不利な地域はこのミニマムアクセスの受け入れや農産物の関税化というふうな事態を迎えて集中的な深刻な影響を受けているということなのであります。大都市地域では農地の集約とか賃貸とか耕作の委託など農地の流動化が進んでいるというところもまた御案内のとおりです。

何と申しても、農業経営対策を強化するとともに今農水省が言われた都市周辺との交流、これらの関係等についてもやらないといけないというところで、本建設委員会でありまして、例えば地域の活性化というふうな意味で昨年制定いたしました特定農山村地域における農林業等の活性化

のための基盤整備の促進に関する法律、これが去年の九月から施行されているわけでありましてけれども、この問題について、もう農業がだめだということで見切りをつけて農業から離れるといったような事態が起きた場合に後をどうするかということ、農業の団地化構想もあるんですね。あるいはまた、公害のない企業を誘致していわゆる工業団地計画を立てるということもあるでしょう。そういったような関係等を考えて、通産省としてはどんなふうな考えていますか。

○説明員(中村薫君) 委員の御質問に対し御説明申し上げます。

中山間地域を含みます農村地域の工業等の誘致に關しましては、従来から農村地域工業等導入促進法という法律、農水省と通産省で共同でやっております法律でございますが、その法律に基づきまして税制、金融上の優遇措置等を講ずることによって計画的な工業等の導入を図ってまいったところでございます。

ちなみに、中山間等の特定農山村のうち四九％がこの農工法の対象地域になっておりますものでありますから、この法律のスキームを活用できるというふうな考えております。これらの地域に對しまして、農工法に基づきまして大体七千社、四十六万人の雇用が現在まで生まれたところでござい

ます。今後とも、農地の保全の必要性に配慮しつつ、農工法制度を初めとした各種施策、農工法以外に通産省の持っておりますいろいろな再配置促進策等を活用いたしまして、工業、事務所等の誘致を積極的に推進してまいりたいというふうな考えております。

以上でございます。

○青木新次君 これらの関係等については、今政府の推進している東京への一極集中の排除あるいはまた地方の活性化、そういうような建前とともに、農山村をしっかりと守っていくというふうな意図を含めまして調整官庁である国土庁の役割は極めて重大だと思っておりますが、その

点いかがですか。

○政府委員(秋本敏文君) 今のお話でございますように、農山村地域、中山間地域は、多くの地域で人口の減少、高齢化といったことが進んできておりまして、それに加えて、今回のウルグアイ・ラウンド農業合意ということによって一段と厳しさが増すのではないかとこの心配がされているわけでございます。

そういった中で、政府におきましては緊急農業農村対策本部を設置いたしまして今後の対策についての検討等を今進めているわけでございまして、この会議の席におきましても国土庁長官の方から、特に地域活性化対策が重要であるという旨の発言をさせていただいております。私もそういうことで積極的に取り組むように指示をいただいております。

今御質問の中にございましたいわゆる特定農山村法におきましても、たいだいま御紹介のありました都市と農山村との交流の拡大といったようなものも加えた地域活性化対策の必要性ということが取り上げられております。

私も、そういったような地域対策という側面からは国土庁として大変かわりの深い問題であるというふうな考えておまして、これまで過疎対策といったようなことで産業基盤の整備あるいは生活環境の整備ということを進めてきたり、あるいはまたこの問題は、今も御紹介ござい

したけれども、各省一緒になってやる必要がある部分が多々ございまして、そういうことで、先般来、農水省、自治省と一緒に森林・山村検討会といったようなものを設けてまして、例えば林道についての整備を一段と進めるとか、あるいは森林の管理、非常に難しくなっておりますが、法的な管理の道をもっと広げるとか後継者確保対策を進めるだとか、そういった施策を進めてきております。

今後とも、そういったような蓄積の上に立ちながら、地域の活性化、特に中山間地域の問題につきましましてはできる限り積極的に取り組んでまい

たいと考えております。

○青木新次君 どうしてもこの中山間地域の活性化のためには、例えばやはり建設省がしっかり基幹的な道路をつくるということと、それからどうしても荒れ果てている傾向もあるわけでありまして、これにひとつ治水対策をしっかりとやるということが必要だと思っております。またすばらしい空間でありますからこの住宅団地をつくってやるというふうなことも必要だと思っております。が、建設省道路局は見えていますか。じゃ、各局からひとつ決意のほどをお聞かせください。

○政府委員(藤川寛之君) 今お話がございましたように、中山間地域等を中心としての連携強化というものが大変重要だということが言われておりますし、また中山間地域での生活環境の向上という面での道路整備というふうなものが大変強く要請されておりますので、私もとても積極的にそういう観点からの道路整備を進めてまいりたいというふうな考えているところでございまして、具体的に過疎地域と都市とを連絡する広域的な都道府県道につきまして広域基幹道路というふうな指定してこの整備を促進しております。また過疎山村地域におきましては、基幹的な市町村道につきまして都道府県単行事業というふうな形でその整備が促進するように努めております。

また、奥地等大変開発のおくれた地域につきまして、新たに主要地方道を奥地等産業開発道路に指定いたしまして、奥地と都市地域との連携を強化していくというふうなことで、そういう道路の整備も推進しているところでござい

ます。また、平成六年度からは交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業というのを新たに創設いたしました。地理的な制約があるがために交流ができなかった地域のトンネルとか橋梁の整備を促進して交流の活性化に資したいというふうなことで努力しているところでござい

ます。私も、中山間地域の振興を支える意味で道路の整備というのは大変重要だということに認識しております。今後とも積極的に支援し

てまいりたいというふうに考えております。

○政府委員(豊田高司君) 河川局といたしまして、この中山間地域の振興が大事であるということとは大変認識しております。

特に去年は災害が多い年でございまして、その災害は多く中山間地域にも発生しております。特に、とうとう人命を失うような悲惨な災害が多発したわけでございまして。

まず、自然の猛威からこの地域の人命と財産、田畑を守ることが大事でございまして、それにあわせて、地域の自主性を尊重いたしまして、地域と一体となりましてふるさとの川づくりだとかふるさとの砂防事業というものもやってまいりたいと思っております。

また、中山間地域は、自然には恵まれておりますが、意外に飲み水というものが少ない場合がございまして。あるいは、生活様式が進んでまいりまして水洗化したい、水洗化するには水もないというふうなところも意外に多いわけでございまして、このような不安定な水を供給するためとか、あるいは突発的な集中豪雨、規模は小さいですが集中豪雨があるわけでありまして、そういった治水対策を目的といたしました小規模生活ダム、小さい地域だけを守るというようなダムをやりたい。あるいは、圃場整備等と一体となりまして、圃場整備をするときには川をきれいに直す必要がございまして、土と一緒に動かしたり土砂を融通し合う等あわせました河川改修事業を一体となつてやっていくとか、あるいはかんがい用水だとか水道用水を供給する多目的ダム等をやりたい。さらに、がけ崩れ砂防事業等もあわせてやってまいりたいと思っております。

いずれにしても、いろんな省庁とこれは協力し合つて整合をとりながらやっていく必要があると考えておりますので、関係の機関と十分調整をとって進めてまいりたいと思っております。

○政府委員(三井康壽君) 住宅関係につきましても、地域振興あるいは人口の定住化のために御指

摘のような対策をとっていくことが大事だと考えておまして、先生の御地元元天竜市などでは初めから天竜杉を使いましたHOPPE計画、公営住宅で立派な団地がございまして。民間の住宅も、公庫融資の割り増しをやつていただきまして非常に立派な団地ができておまして、私も拝見して感銘をいたしました。こういったことを私も積極的に支援することが大事じゃないかと思うわけでございまして。

具体的には、今年度は特に重点を置かせていただきまして、市町村がこういったことを事業主体としてやっていただくのも大事だと思ひまして、市町村のマスタープランをつくつていただきまして公庫の貸付額を八割ぐらいに思い切つて加算して、割り増し融資もさせていただく。それから、従来は公庫は公募要件というのを掲げてございまして、地元へ帰られるJターン、Jターンの、そういった方々のために公募要件をかなり緩和しまして、つくられます団地の八割ぐらいは地元へ帰ってくる若者のために、あるいは地元で外へ行かない若者のために優先的に分譲できる、こういったのを提案させていただいておまして平成六年度予算に盛り込ませていただいております。

このほか、昨年御審議いただきました成立させていたいただきました特定優良賃貸住宅の中でも、公営住宅は単身入居できないんですけれども、公営住宅は単身入居につきましては単身入居の特優賃の公共団体ににつきましては単身入居を認めよう。したがって、家族と一緒に住みたいけれども独立して家に住みたいという人が住めるようにするとか、あるいはJターン、Jターンの、Uターン、こういった方々もこの特定優良賃貸住宅の中で、収入制限がそう厳しくないものでございまして入居していただくようなことを通じまして支援をさせていただきたいと考えているところでございまして。

○青木新次君 自治省は、やはり地元からいろいろな要望や要求、あるいは調整の結果を政府に対して要請するということをしてもらいたいと思うのであります。全国各地に、北海道なり東北なり、あるいはまた関東なり中部なり、近畿なりあるいはまた中国、四国、九州といったように、そういう地域の皆さんの地域を守っていくというふうな建前、農業をしっかりと守っていくその基盤整備というふうなものも含めまして、自治省からその決意を聞きたいと思ひます。

○説明員(河野宗孝君) お答えいたします。自治省といたしまして、中山間地域、農山村地域の現状にかんがみまして、関係各省庁と連携を図りましてその活性化を図っていくということは極めて重要な課題と認識をいたしております。

特に、中山間地域あるいは農山村地域の活性化につきましては、地方公共団体が地域の实情に即しまして創意と工夫を生かして自主的あるいは主体的な地域づくりに取り組んでまいること、これが極めて重要と認識をいたしております。

こういった観点から自治省といたしましては、かねてから過疎地域等に対しまして支援措置を講じてまいっております。それから地方公共団体が自主的、主体的に取り組みます地域づくりにつきまして、地方交付税あるいは地方債等を活用いたしまして支援措置を拡充してまいっております。

自治省といたしましては、今後ともこういった観点に立ちまして、関係省庁と連携をとりながら地方公共団体の自主的、主体的な地域づくりが円滑に進められますように努力をいたしてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○青木新次君 最後に、両大臣から一言だけ、この問題で前向きな答弁をもらっておりますので、ひとつ決意をお願いいたします。

たところでございまして。

自然の保護、保全という立場から考えても、また国民と自然の触れ合いという立場を考えても、同時にこれから都市と農村がやはり共生していかなければならない、そういう点から考えても、私はさらなる交流が必要ではないか。それぞれの地域が、地方自治団体がつくり出す地域づくりアクションプログラム、これをやはり建設省としても総合的に応援していかなければならない。さらにまた、先ほど三局長からその具体的な話を申し上げましたが、私も全力で取り組ませていただきます。

○国務大臣(左藤恵君) 先ほど御説明申し上げました四全総のフォローアップの中にもこの問題が重点課題として取り上げておられると思ひますので、中山間地域におきまして産業の振興なり道路なり下水道、そういった整備で定住しやすいような対策を総合的に進めていかなきゃならない。関係各省とも十分、この答申が出ましたらこの問題について積極的に取り組んでいきたい、このように考えているところでございまして。

○青木新次君 終わります。

○上田耕一郎君 私は、公団家賃の値上げと公共料金の凍結問題について質問したいと思ひます。三年ごとの今回の値上げは、三月三十日申請で十月一日実施ということだったんですね。パブル崩壊で地価は下がる、マンションの価格も下がる、民間家賃も下がっているときに、公団の家賃がかつてない値上げ申請というのはまさに筋が通らない。しかも、なぜこんなことになるかという、今度の値上げは地価が高騰したとき大幅に上昇した固定資産税、その評価額、これを基礎にした値上げなので、地価が下がっているときに大幅値上げになるというものです。それで、詳しいことは言いませんけれども、最高限度額が七千円、八千円、九千円と、一居室二居室三居室でそうなっています。平均値上げ額三千三百円、約九%ですね。一万戸以上が八千円を超す値上げになるだろうと言われてるんです。

私は非常にとんでもないと思って、申し入れその他もしていたんですが、五月二十日の公共料金凍結の閣議了解がありました。これは、この不況の中で相次ぐ公共料金の値上げが大問題になってきたことで、この閣議了解を出さざるを得なくなった。これは国民の世論と運動の重要な成果だったと思って私は喜んでいますが、さて十九日の日経を見てみますと、「森本建設相は十八日の会見で、公共料金の値上げ凍結について（値上げの）認可をしないという趣旨ではない」と述べ、認可自体は年内に実施したい意向を示した。というのが末尾に載っているんですね。驚きまして閣議了解を見てみると、「公共料金については、既に政府において決定又は認可が行われたものを除き、本年中はその引上げの実施を行わないものとする。」となっているんだから、決定だけじゃなくて認可も今までのものを除きというんだから、今年じゅうに認可しようなんて、あなたは参加していたんですよ、閣議に。

○国務大臣（森本晃司君） はい。

○上田耕一郎君 それをたちまちその日の記者会見で認可はやるんだ、だから高速道路通行料引き上げに関する公聴会は予定どおりだ。高速道路料金だけじゃなくて、公団家賃も認可は閣議了解があるのにと同じじゅうにやるというおつもりなんでしょうか。はっきりお答えいただきたい。

○国務大臣（森本晃司君） 五月二十日の閣議で、本年じゅうに値上げをしないということを閣議で決めたわけでございます。

しかし、道路に対する公聴会を五月二十四日に持ちましたいろいろな御意見がございます。反対の意見もあれば、早くネットワークを整備して地方分権へ大いに力を入れてもらいたいという御意見もござります。また、公団の方につきましても、それはおくれたら分だけ修繕が十分でなくなるんじゃないだろうか、そういうた多様な意見も踏まえまして、私は、あの措置は年内は値上げをしないという措置でありまして、認可をしないという措置ではないと判断をしております。

で、そういう会見をした次第でございます。

○上田耕一郎君 これは非常に重大なことで、公共料金値上げ凍結期間中の公団家賃値上げ認可は絶対に行わないことという申し入れを大臣にしようと思ったんだが、会うのも断られた。それでやむを得ず中島議員に廊下か、部屋かへ渡した。委員会ですか、委員会の始まるまで。そういう状況なんです。私と中島さんで大臣に直接会おうと申し入れたら、会わない。そういうことでは、とにかくちょっとこれはまずいですよ。今のお話だと、じゃ認可はやると、公団家賃も高速道路も同じじゅうの値上げ凍結という期間中にやるという答弁なんです。これは重大問題ですよ。何のための閣議了解なんですか。そんなこと書いてないじゃないですか、既に政府において決定又は認可が行われたものを除き、というんだから、だからこれ認可もこれから凍結ですよ、ことしじゅうは。

○国務大臣（森本晃司君） 「決定又は認可が行われたものを除き、本年中はその引上げの実施を行わないものとする。」という閣議了解でございます。実施を行わないということでございます。それから、閣議でも私はその旨を明確に申し上げております。

○上田耕一郎君 そうすると、羽田内閣の公共料金値上げ凍結なるものは抜け穴だらけだということですよ。認可はやる、実施だけ延ばす、全くとんでもない。私は強く抗議して、十分しかないの、これでやっていてもなかなか認可しないの大臣言わないだろうから、強く抗議して、凍結中は絶対認可しないようにということを申し上げておきます。

こういう方針だと、家賃値上げの集中審議を前から私要望しているんですけども、認可はやると言うんだから、やっぱり早く集中審議を建設委員会として、これまでもやっておりましたので、聞くことを委員長にひとつ要望したいと思っております。

○委員長（前田勲男君） 理事会で協議をさせていただきます。

○上田耕一郎君 四月八日に物価問題に関する関係閣僚会議で「公共料金の取扱いに関する基本方針について」というものが決められていまして、「経営の徹底した合理化を前提とした上で、真にやむを得ないものに限り、二層の生産性向上に努めることにより、料金の適正化を図る。」「改定の理由、根拠、具体的な経営の合理化策等を十分明らかにする。」「こういうことが関係閣僚を十分明らかにする」と決まっているんですね。

それで、新聞を見ますと、建設大臣は道路公団の鈴木総裁、住都公団の豊蔵総裁を五月二十七日に呼んで指示したと。業務の効率化、経費節減などにより一層の経営合理化、サービスの向上、業務内容について国民の理解を得る努力、この三点を指示したというんですね。関係閣僚会議でこういうことが決まっても、何か合理化をやるやうというんだそうだけれども、合理化をやる努力はしても、合理化する前のこういふ恐るべき過去最高の値上げはそのままとするのはこれも筋が通りませんよ。これは筋が通らない。

だから、私は、建設大臣がこの関係閣僚会議の基本方針、あなたの指示を本当に実施するつもりなら、値上げ実施じゃなくてこういうのを実施しなきゃいかぬのですよ。そうしたら、これは公団に対して、今回の三月三十日の申請、これはもう一度再検討しろ、撤回、再検討しろということを示すべきだと思えますが、いかがでしょうか。

○政府委員（三井康壽君） 私から御説明させていただきますが、先生もうよく御承知のとおり、何回もこの委員会で行っている集中審議をしていただいて、ある一定のルールというのをつくらせていただいたわけでございます。したがって、そのルールに基づいて、昨年の秋から公団では公団の中で基本問題懇談会、それから家賃部会、そこには有識者のほか居住者の方も入っておられるわけでございますが、そういった手続を経まして申請が出てきたわけでございます。

物価が、民間の住宅の家賃が下がっているからどうだという御疑問もござりますが、一部には民間の家賃よりもまだ公団の家賃の方が安いんじゃないかという御批判もないわけではございません。そういった観点で出てきた申請は私どもも適切なものと考えているわけでございます。

○上田耕一郎君 これは前回の集中審議のときにかなりやって、当時の建設大臣は、家賃値上げ問題は住宅政策全般を見直す中でもう少し論議を深めていかなきゃならぬと認めざるを得なかったんですよ。今回だけはぜひ協力していただきたい、そう言わざるを得なかった。それを、今のルールをそのまま押し通そうとしているんですよ。委員長要望もそういう問題について改善の要望をばっちりしているんだから、非常にけしからぬ。もう時間も参りました。最後に一つ、読売新聞の報道によりますと、特殊法人の見直し問題で住都公団や道路公団国民営化構想が浮上り、再びこういう動きが政府内部に出てきているんです。まだ国民の住宅供給が依然として深刻なときにとんでもないんだけれども、建設省としてはどういう態度ですか。

○政府委員（三井康壽君） 住都公団を含めまして特殊法人につきましては、何年も引き続きまして改革をし、見直しをしという御議論がありまして、今回もその延長線でもありますし、また新たな問題として提起がされているというふうな理解しているわけでございますが、私どももいたしましては、やはり従来からやってまいりました中堅勤労者向けの住宅供給のかなり大きな役割を果たしております公団住宅につきましまして、特に賃貸住宅供給につきましましては、今までの政策を受けまして、しかし合理化すべきところはちゃんと合理化しながらやらせていただきたいと考えているところでございます。

○上田耕一郎君 大臣も一言。

○国務大臣（森本晃司君） 中堅勤労者のための住宅という意味で住都公団が今いろいろと施策を講じてきているところでございますが、まだ道半ば

でございますので、その目標がまだ達成されていないこうした段階で民営化というのは大変厳しい状況になっていくのではないかと考えておりまして、目標達成まで頑張らせていただきたいと考えております。

○上田耕一郎君 ぜひこういう不当な民営化問題についてはきちんと抵抗して、国民のための住宅政策、また道路政策を進めていただくよう要望して、質問を終わります。

○西野康雄君 大臣、御就任おめでとうございます。大臣が奈良で、国土庁長官が大阪で、建設委員長が和歌山で、私が兵庫でございますので、近畿をよくしろと言うと、すぐにその施策が実施されるようなそんな気がするわけでございます。

地域間交流で道路の建設だとかいろんなお話を伺っております。しかしながら、ある村で東京まで直結するような高速道路をつくって、村長さんが、ああこれで東京へ行った若い者が皆この道路を使って帰ってくる、過疎は解消になると喜んでいたのであるの間、その村のわずかに残った若者も道路を使って皆東京へ行ったという、そんな話があります。つまり道路計画だとかいろんな面で、このお話はやっぱりどこか今の建設行政の中で欠けている部分を痛烈に皮肉っているな、そんな感じがするわけです。

先日、五月二十六日でございますが、NHKの「クローズアップ現代」というところで、「検証・二千二百億円の水利事業・長期化する筑後川取水工事」というのが放送されておりました。大臣、ごらんになりましたか。

○国務大臣(森本晃司君) ちょっとまだ見ておりませんので、早速ビデオをどこからお借りいたしまして見させていただきたいと思っております。

○西野康雄君 豊田河川局長はお持ちだろう、こう思っておるわけですが、これも随分と長期化してしまつて地元の農民の方のニーズだとかそういうのに合わなくなつてきているんです。やがて長良川河口ゼミもそんなふうなことが出てくるんじゃないだろうかと思うのでございます。大型公

共工事が長期にわたると、いろんなもので本来の目的が失われたり、住民が最初受け入れていたのに最終的には反対に回るという例が、この放送もそうだったんですけれども、そういうものが散見されるようになりました。

五十嵐前建設大臣は、一たん決まった公共工事が時代に合わなくなつたときには見直すべきであるし、またそういうシステムをつくらう、そういうふうなことを提言なさいました。大臣は、そういうふうな提言に関してどういう見解をお持ちなのかお聞かせください。

○国務大臣(森本晃司君) 五十嵐前大臣が、長期間に及ぶ大事業については一般論として見直しをしてはどうかというところをおっしゃつたように、提唱されたように私も伺っております。

私としても、大規模事業の中で事業期間が長期に及ぶもので、その間に社会経済情勢の変化により見直しを行う必要がある場合には、事業実施の各省庁からは独立した他機関による検討が必要なる局面もあると考えております。例えば行政監察あるいは会計検査、そういうものを活用することを含めて各関係省庁で十分検討が行われるべきものであるかなというふうに考えております。

なお、これらの第三者機関の判断を待つまでもなく、それぞれの各省庁がみずからの行政責任として絶えずそういった点については見直しをしていくように努力する必要があると思ひます。先生の仰せのとおりだと思ひます。

○西野康雄君 力強い答弁をいただきましてありがとうございます。

ずっと質問の中でも政官業の癒着問題のゼネコン汚職というのがございました。入札制度だけに限って論議をするという袋小路に陥つてしまふのではないかと。ボールは丸いから転がりやすい、いやそれは安定感が悪いというふうな議論になってくるかと思ひます。政治家の側で言うたら、腐敗防止法だとかそういうものをつくつてきつちりと政治家は政治家で横を正す。官の側は、わしら定年になつたら食つていくのにどないするねん

ばやきが出るかもしれぬけれども、やっぱり天下りというふうな問題一つにしてもそうですが、官の側は官の側の横の正し方、そういうふうなものがきつちりと必要ではないだろうかと思ひます。国民の批判は今建設行政に集中している。この若い建設省の官僚と飲んだりしていても、ふつとそういうふうなつばやきが漏らされるときがあります。僕は一生懸命やっているんですけれども、つい建設省ですと言つて批判を受けたりするんですというふうなことがつばやきとして漏らされております。今後どんな対策をしていくのか、やっぱり国民に信頼を得られるようなことをしっかりと建設省としても、また大臣としてもしていかなければならないんじゃないかと思ひます。

国民の批判に対してどんな対策をとっていくのかちょっと伺ひたいいたします。

○国務大臣(森本晃司君) 先生御指摘のとおり、昨今いろいろ不祥事がありまして、このことは大変遺憾に思ひますし、私も極めて残念に思ひているところでございます。

これは、発注者それから受注者、業界ともどもに先生御指摘のように横を正してもらう一度直さなければならぬ。同時に、今先生がいみじくもおっしゃつていただきましたが、その建設行政に携わっている人全員が何も悪いことをしたわけではないんだけれども、何となくそういう問題で窮地に感じているということであれば、これは私は日本の経済の発展を阻害する形になつてくる。

もつと横を正すべきものは正して、胸を張つて、私は大臣に就任したときに、そういったことは反省は反省、前向きは前向きで生き生きとわくわく行政をやろうというふうな職員の方にも訴えたところでございます。私たちがそのために入札制度改革あるいはそれに伴う履行ボンド制を行うこと、公募の競争指名を持つこと、あるいはその他いろいろと今取り組んでいるところでございしますが、それが不正をなくすシステムをつくり上げ、基本的にはそれぞれ発注者、受注者のモラル

を向上して、全力で取り組んで国民の信頼の回復に尽くさせていただきたいと思ひます。

○西野康雄君 ありがとうございます。

近年、建設行政と自然保護の関係が国民の注目を集めております。いろんなところで自然への配慮というものが建設行政の中でもなされておりますし、私は河川行政も随分と進歩してきたという思いをいたしております。近自然工法だとか多自然工法というものを随分と取り入れておられると思うんですが、町を見るとまだコンクリート固めの河川が多いかなと思ひます。

そこで、近自然工法だとか多自然工法を積極的に推進すべきではないかという意見を持っておりますが、局長、どうですか。

○政府委員(豊田高司君) 先生おっしゃいますように、今までの河川行政を反省するところとしては、やはり安全第一主義ということと護岸をコンクリートで固めてきたという点はございします。例えば、東京の神田川を見ていただきますとコンクリートで固まっておりますというふうなことでございしますが、よく考えてみますと、河川は本来多様な生き物の生息の場、あるいはそこで一生を過ごしておるわけでありまして、さらに人間にとつても水と緑豊かな空間、こういうことでありますので、地域住民、広く国民の皆さんに潤いと安らぎを与える重要な資産というふうなことを考えておるわけでございます。

先生おっしゃいますように、多自然型川づくりだとか近自然河川づくりというものに一生懸命取り組んでおるところでございます。平成三年度からはそういうことに特に力を入れておるところでございます。

おっしゃいますように、大川川につきましては大変注意してやっておりますわけですが、先ほど申し上げました都市内の神田川とか、あるいは地方へ参りますと農業用水路に近いようなところで見ますとまだまだコンクリートで固めている例がございます。こういったことで、全国でまだ数は少のうござ

います、平成三年度では四百カ所、四年度では六百カ所、五年度では九百カ所、平成六年、今年度ではさらに多くのところで多自然型川づくりというものに取り組んでまいりたい、しかもこれは地域の住民の皆さんと一体となって取り組んでまいりたい、かように思っているところでございまして。今後とも、一生懸命頑張ってまいりたいと思っております。

○西野康雄君 何か四の問題までついでに答えてもらったようで、ありがたうございました。ちょうど時間になりましたので、これで質問を終わらせていただきます。

○委員長(前田勲男君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(前田勲男君) 速記を起ししてください。

暫時休憩いたします。

午後一時五十二分休憩

午後五時一分開会

○委員長(前田勲男君) ただいまから建設委員会を再開いたします。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案及び建築基準法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

前回、両案の趣旨説明は聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○上野公成君 私は、自由民主党を代表いたします、この二つの法律について質問させていただきます。

まず、大変長い名前でございますけれども、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案について何点かお伺いしたいと思います。

高齢化がどんどん進んで、二五%ですか、二六%近くになるわけでございますけれども、そういう状態になったときに今の建築物のあり方というんですか、それから町づくり、道路とか、こういう状況だったら大変だという感じはだれでもよく思うことじゃないかと思えます。そういう意味で、あと本当に二、三十年しかないわけですから、この間にいろんなことをしなきゃいけないわけでございます。

実は高齢者の問題につきましては、私も役所の出身でございますけれども大変関心を持っておりまして、スウェーデンもそうでございますけれども、特にデンマークは高齢化の先進国ということでも私も何度も行っておりますし、向こうの方とも交流をしているわけでございます。

「寝たきり老人」のいる国はない国」という本を大熊さんという女性の方で朝日新聞の論説委員がお書きになっておりますけれども、「いる国」というのは日本のことでしょうか、「いない国」というのはデンマークのことを言っているんじゃないかと思えます。今はそういう状態かもしれないかと思えます。

が、実はデンマークでも最初からそういうことであったわけじゃなくて、最初はやっぱり高齢者はいろんな施設をつくってそこでやるということをやってきたわけでございますけれども、なかなか負担が大変だということがあつたんですね。

消費税は、日本でも今いろいろあれていますが、人は所得税を半分取られる、これ以上はちょっともう無理だというふうなことで、やはりもう少し高齢者、障害者が自立してやれるということがい

いと思えます。それが結果的に高齢者の方々にとっても非常に生き生きとした生活ができるようになるというところで、こういう評価をされているんじゃないかと思うんです。

そこで、国の負担のこともいろいろあるわけでございますので、なるべく高齢者が自立をしていくということでこれから高齢者対策というものを進めていかなきゃいけないんじゃないか、ノ

マライゼーションということだと思っております。そういう町づくり、あるいは建物づくりをしていくということが高齢者の方も活動できるわけですから、ある程度費用がかかっても社会全体のコストというのは大変効率的だということが言えるんじゃないかと思うわけでございます。

そういう意味で、この法律の社会的な背景といえますか哲学といえますか、そういうことはどういふことで進められたかということをお聞

きしたいと思います。

○政府委員(三井康壽君) 御指摘のとおりでございます。これは厚生省の推計でございまして、二〇二〇年に六十五歳以上人口が二五%を超える、こういったことが予測されております。

高齢者の方々は運動機能あるいは知覚機能も劣っております。それから、障害者の方々は数

もふえてまいりたいと思っておりますけれども、やっぱり社会に自立して参加していただく、こういったことが今後の日本社会を大きく変えていく中で大事な課題になってくるということが私も本法案を提出させていただいている社会的な背景でござい

ます。

なお、政府全体といたしまして、昭和六十一年に長寿社会対策大綱というのが閣議決定されまし

たし、また平成五年の三月には障害者対策に関する新長期計画というものが出来まして、いずれも高齢者あるいは障害者の社会参加ということを政府としても積極的に進めていく、こういう方針もございまして、その中の一環としてやらせていただこうと思っております。

のくらい多くなるかという具体的な予測をされているかどうか。

○政府委員(三井康壽君) 高齢人口比率は先ほど申し上げました約四分の一ということでござい

ますが、ちょっと古いデータではございましてけれども、総務庁の方が高齢者の運動能力につきましての調査をしております。

普通に歩ける場合ですとか、あるいは坂や段差があるときとか、物につかまったり介助されなければ歩けないとか、物につかまったり介助されなければ歩けない、そういった調査がされておりました。普通に歩ける方は約三分の二、したがって何らかの介助をされたりつえをついたり、あるいは少し歩くことが困難だという方は三割ぐらいだと。それから、階段の上りおりというのはお年寄りになりますと大変になるわけでございまして、

でも、ゆっくり上りおりしないと思いが切れるとか、これは若い者でもありますが、手すりにつかまらないういけないうとか、あるいは完全に自分一人じゃ階段を上りおりできない、そういった不自由な昇降をされる方が約五割、こういうふうな調査がございまして。

したがって、これで推計いたしますと、先ほどの二〇二〇年に高齢人口が四分の一を超えま

す、全人口の八%が普通の平地のところを歩きにくくなる、あるいは階段につきまして一三%の方が完全に自由闊達にお歩きできない、こ

ういったデータを予想しております。

○上野公成君 なぜそういうことをお聞きしたかということなんですけれども、今回は特定建築物というだけなんです。建物というのはいろいろありますけれども、住宅が非常に多いわけ

以上でございます。

○政府委員(三井康壽君) これも実は正確なデータをなかなかとっていないのでございますけれども、先ほど申し上げました平成四年度着工統計をサンプリング調査いたしましたして、推定して申し上げ

一方、誘導もついでにお答えいたします。誘導的基準はこれから決めていただく、かなり二十一世紀向けの望ましい水準でございまして、サンプリング調査をいたしましても棟数で一%もない、そんな状況と認識しております。

○上野公成君　今のは特定建築物についてだけじゃなく、全体についてですか。

○政府委員（三井康壽君） 特定建築物でございま

す。

○上野公成君 特定建築物についてそういう程度だということでございます。特定建築物については一応こういう制度ができるということで、これはやっていただくことは大変結構だと思いますし、これ以外の全体の建築物についてやはり進めるといことが大事だと思います。といいますのは、特定建築物のところへいくことだけが活力があるということじゃありません。一般の会社だとか工場だとかそういうところで高齢者が働いていくということが、日本の経済の面からいっても活力を、そういう労働力からいいまして高齢者をかなり活用しないとなかなか難しい状態じゃないかと思うわけでございます。

特に、きのうの夕方なんですけれども、大先輩の元議員の方で名前を言えばすぐわかる方ですが、レストランに行こうということで出かけたらしいんですけれども、そこでちょっと設計が悪い

○政府委員(三井康壽君) これは私どもでいろいろな議論を経た結果、今回提案させていただいたわけでございますけれども、一つは、こういった建物を二十一世紀にあって高齢者、障害者でも利用しやすいとするというのは非常に大事な命題だと思つてゐるわけでございますが、義務づけをしてどういう形でできるのかということになりますと、かなりの負担を伴うということもございまして、むしろ施策の方向としては、基準は決めるけれども、インセンティブといひますか、補助とか税制ということによって誘導していく方がさらにいいものができるのではないかとということ。

そうするには、やっぱり不特定の多数の方々が利用されるものとして構成しないとなかなか国のお金とか公共団体のお金が出にくい、そういう考えで今回はこういう不特定多数による特定建築物にさせていたしましたが、我々の心は、工場でございますけれども事務所でございますでも、それぞれの会社、事業所でお働きのなる方には高齢者の方もふえてまいりますでしようし、障害者の方でも必ずおいでになりますから、事業所の負担といえますか、事業所の方で積極的に取り組んでいただきたいというのが我々の本旨でございます。しかし、いづれこういった不特定多数建築物から入りまして、現在各公共団体でやっておりますものも大体は不特定多数が多いのでございますけれども、いづれまたそういった先生のおっしゃっておられるような、働く場所におきましてもういったことを考慮しながら建物を建てていくということとは今後の重要な課題になっていくというふうには認識しているわけでございます。

特にこれは住宅を進めていく上でエレベーターのことについてちょっとお聞きしたいんですけれども、エレベーターというのは戸建てで老人、高齢者がおられる家庭ではこれからもう必須になっていくんではないかと思うんです。ところが、その肝心のエレベーターが非常に値段が高い。これは、アメリカなんかでは数十万円から百万円しないようなエレベーターが随分普及しているというふうに聞いております。日本ではかなり安くはなってきたようですが、三百万とか、高いものは八百万とか、そういうような状態じゃないかと思うんですけれども、その辺はデータを持っておられたらちょっとお願いします。

○政府委員(三井康壽君) 最近は、ホームエレベーターというのはかなりはやってまいりました。ちょっと実績を御報告いたしますと、平成元年からの調査などでございますけれども、これはエレベーター協会で調べていただきました。平成元年には約六百基でございましたけれども、平成五年は千六百八十三基、三倍ぐらいにこの五十年間でふえてきている。かなり普及しているかなというふうに認識しております。

それから、エレベーターは建築基準法でかなり安全性を要求させていただいておりますが、普通のビルですと防火の関係もありましてがっちりとした鉄筋で組んでいただいて火の煙突にならないようにして、コストは高いわけでございますけれどもホームエレベーターはそういったことの心配は少ないわけでございます。

昭和六十二年に、ホームエレベーターの設計指針という設計を簡易にできるようなものを出させていただきまして、その分かなりコストダウンは図れてきておるわけでございます。しかし、御指摘のように、まだ一基三百万円を超えますと個人の御家庭でなかなか御負担が大変でございます。最近では二百九十五万円と、三百万円を少し切ったというようなものが出てまいりましたけれども、やっぱり三百万円ですと相当自動車並みの価格でございます。

アメリカの方はちょっとデータを持っておりませんけれども、スイスは結構、四階建てぐらいのものでありまして、三百五十万とかあります。比較すると日本の方がまだ高いと思うんですけれども、やっぱり普及をかなり重ねまして、それから新しいハウスメーカーなどもそういうホームエレベーターをかなり推奨したり普及に努力しておりますので、技術の開発とかあるいは必要な建築基準等につきましても御支援できるところは支援させていただきまして、なるべく手に入りやすい価格で提供できるようにしていきたいと思っております。

○上野公成君 三百万円でも建物全体の中のウエートがちょっと大き過ぎるような感じがするんです。これはなぜ高いかというところは、今建築基準法のことと触れられましたが、消防法もあるんですね。やっぱりその辺を少しクリアしないといけないか。と申しますのは、ホームエレベーターは基本的に家族しか使わないわけですから、家族が気をつけて家族の責任で使うというコンセンサスみたいなものが得られれば、とにかくがんじがらめにしなきゃいけないということがなくなるんです。その辺をやらない限りちょっと安くないと思うんです。

ですから、ホーム用については、今は一般のエレベーターに比べて随分そういう緩和をしているというところはあるんですけれども、もう少し踏み込んでそういう考え方をしていく。これは、まあ建設省でやれるということでもありませんし、

もう少し家庭の中で自分で責任を持つと、そういう社会通念みたいなものを醸成していかないとダメなところがあるんです。そういうことにもぜひあわせて、安いエレベーターを買い取るようにしていただきたいと思います。

それから、ちょっと時間がありますので、既存の建物についても一応お聞きして、そうすると建築物すべてについてもお聞きできることになるわけでございます。これはなかなか難しい問題でございまして、その辺も視野に入れてぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そういうことで一応お聞きしましたので、大臣に今の議論を踏まえて、やはり高齢者がこれだけ多くなることが予測されているわけですから、将来は少なくとも特定建築物についてはもう強制義務にする。負担の問題がありますからなかなか難しいわけでございますけれども、さっきの基礎水準をほとんどのものが守っているような実績ができた時点でもう強制義務に変える。非特定建築物というのは今何もないわけですね。これは事業者にお願いますし、これはやっぱり今の特定建築物でございまして、それはやっぱり今の特定建築物のレベルにしていこうとか、そういう規制のうかりませんけれども、高齢化社会に対する準備の程度を少し上げていくということが必要じゃないかと思うんですが、大臣。

○国務大臣(森本晃司君) 上野先生はデンマークの住宅政策に大変精通しておられるというふうに向っております。先ほどその御意見を伺いました。そのときも先生がおっしゃっておいまして、最初からデンマークもそのような状況に至ったわけではないということでございますが、我が国もようやく今そういう高齡化社会を迎えるにつれて機運も極めて高まってきたところでござい

ます。じゃ、今義務づけることはどうかというところ、いろいろ負担等を考えますと今義務づけるほどにまで国民のコンセンサスは十分ではないというこ

とを感じます。社会全体として目指すべき水準を定めて誘導、助成を行うことが長期的に良好なストックを形成するに資するところであると思えます。先生が今御指摘いただきました基礎的基準の義務づけなどの対策のレベルの強化については将来十分検討すべきではないだろうか、このように考えております。

○上野公成君 アメリカの例なんかですと、これはアメリカは訴訟の社会ですから、そういうことが起こると持ち主が訴えられるとかいうことがありまして、やはり裁判をやっても負けないというところで全体のそういう施設がうまくいくというふうなこともありますけれども、日本の場合はそういうような実態とは大分かけ離れておりますので、ぜひそういう方向で考えていただきたいと思います。

きょうの審議は建物だけでございまして、けれども、自宅もいって、自宅を出て、それから道路を歩いて、あるいは車に乗ってデパートへ行くということがあるわけですから、町づくりそのものの全体もやはりこういうことを進めていただき、高齢化仕様の町づくりというのをぜひやっていただきたいと思うわけでございます。その点について。

○政府委員(三井康壽君) まさしく御指摘のとおりでございます。先ほど申し上げました障害者対策に関する新長期計画におきましても町づくりの観点からきちんとやれと、こういうことになっていくわけでございます。

今回は、町づくり関係はまだいろんな関係で準備が整わなかったと。建築関係は税制も予算も大変順調にお認めいただきましたし、御努力を各方面でいただきました。それから法律の方も、やっぱり認定という行為をもってやらないと税制ができません。これも法制局にも大変御支援いただいた関係上、建築物だけはとりあえず出させていた

いたわけでございますが、いずれ町づくり全体としてこういう方向を法律とかあるいは制度を各省連携してつくっていくことに相ならうと思いま

す。仮に法案ができるとすれば我々の法案もその中に一環として組み入れさせていただく、こういうふうな考えております。

なお、それができ上がるまでの間については、市町村を事業主体といたしまして福祉の街づくりモデル事業というのを平成三年度からやらせていただいております。主として駅前のごきいますとか町の中心部で公共的な施設のあるところを、駅から歩いて道路、建物に高齢者、障害者の方が来に行けるというふうな町づくりというのは進んでおります。建築、住宅関係も御支援し、道路の方も御支援する、こういったのが高崎市ですとか徳島市でかなり進みつつござい

ます。これをさらに拡充いたしまして、モデル事業というのをとりまして、平成六年度の予算では人にやさしいまちづくり事業という形で衣がえをさせていいただきまして、建設省としての範囲でできる限りはまたやっていくと、いずれ各省とも御相談しましてこれをまた広げていきたいと思っております。

○上野公成君 きょうの法律は、そういう高齢化社会への対応の第一歩ということでござい

ます。まだまだお話しさせていただいたようにいろんな課題がたくさん残っているわけでござい

ます。次に、建築基準法の改正の方に移らせていただきます。

規制緩和、規制緩和ということではもう大合唱でございます。とにかく必要があつて規制をしていくわけですから、何でも緩和するとい

うわけにはいかないわけでござい

せていただきますが、しかもちゃんとしたルールがあつて、そのルールにのっとって地道な議論を重ねて、これは大丈夫だ、こういうことでこういう結果になったわけでございます。大変結構でございますけれども、これからもうそういうルールをみんなでコンセンサスを得て、それで規制緩和をしていくということを目指していただきたいと思います。これは、安全だとか衛生の問題とか、そういうことがこの建築基準法については特に関係があるわけですから、そういうことで進めていただきたいと思います。

まず最初に、改正の内容がちょっとわかりにくいので、質問をして答えていただくと時間がかかるので自分で言いますので、これで合っているかどうか。

東京は宅地が非常に小さいわけで、例えば四十坪のところは八〇%、まあちょっと計算があれですから一〇〇%だとしますね。そうすると四十坪のものが建つわけです。三分の一免除するということになるので、ちょっとわかりにくいと思うんですけれども、これは二十坪の地下は大丈夫だと、こういうことなんです。その二十坪を含めて、四十坪と二十坪で六十坪のうちのその二十坪が三分の一に当たるというふうに、ちょっとわかりにくいと思うんですけれども、そういうことでいいのです。ですから、今までは四十坪しか建たなかったわけですが、しかし、地下室のところにこの二十坪を加えても容積率にカウントされないと、これによって六十坪の、用途は多少制限があると思えますけれども、そういうことが実現されるという……。

○政府委員(三井康壽君) そのとおりでございます。全体の三分の一が不算入でございますから、足し合わせると上にあるものの半分が下につくると、それで三分の一であります。

○上野公成君 ですから、相当これは効果があるんじゃないかと思うんです。今言いましたように、二〇〇〇年に百平米にするというような大目標があるんですけれども、東京、大阪では、むし

ろ年々建っているフロアの面積というのは余り芳しくない状況なわけですね。そこでこういうのが非常に効果があるんじゃないかと思うんです。

そこで、この措置によって年間どのぐらい新しく地下室が、何戸ぐらいの住宅にこういう地下室が設けられるというふうに考えておられるのか。

○政府委員(三井康壽君) 今おっしゃられたように、住宅の地下室は、多分大都市地域ととりわけ第一種住居専用地域では高さ制限があつて上に建てられない、上に建てると周辺の方々から文句を言われたり環境を悪くするというので、上に建てられない分何とか広くしたいということとで今後一番出てくるんじゃないかと思つておられるわけでございます。

それで、そういうことを想定いたしまして少し試算をさせていただきました。これは絶対そのとおりにいかどうかという自信はございませんけれども、一応試算ということで御理解いただきたいと思います。地下室は金額が上の地上よりも高くなります。二倍ぐらい高くなります。そういう計算をいたしますと、地下室部分の増だけで約九百億円と一応算定をさせていただきます。これ一応の算定でございますので、この点御理解いただきたいと思います。

○上野公成君 六千戸が多いか少ないかというところでございますけれども、工事費が地下はやっぱり上の方に比べると大変かかるんじゃないか。それで六千戸にとどまっているような状態じゃないか。もう少しその地下のコストダウンをやっていく必要があるんじゃないかと思うんですけれども、地下室は地上に比べてどのぐらい割高になるかちょっと教えていただきたいんです。

○政府委員(三井康壽君) これは場所によりまして相当違います。非常に狭いところそれから掘りやすいところなど場所により違いますので一概に申し上げかねるんですが、平成三年度に地下室がいろいろふえてきたところにモデル計算をいたしましたものを御披露いたしますと、地上一、二階の工事費が坪平均六十六万円といたしますと、地下

室部分は坪百二十五万円、二倍弱というふうに今のところは非常にコストが高いということでございます。

○上野公成君 大体倍かかるわけですね。ですから、半分つくれば地上部分と同じだけかかるということですね、倍ですから。上物に三千万かかったら下の地下室も面積は半分だけれども三千万かかる。これでは、やはり地下室の普及もなかなかお金がないとできないということじゃないかと思つておられます。

そこで、地下室の工事費を安くするということが大事な課題になってくる。これは今までやっていないから、地下室の事例が少ないから、なかなかコストダウンが進まなかったということも考えられるわけでございますけれども、今、カナダやアメリカではツーバイフォーと同じ工法でやっております。年間二万戸ぐらいが地下室をツーバイフォーでやっているというふうに聞いているわけでございますけれども、日本ではそういうことが可能なんですか。

○政府委員(三井康壽君) これは大変難しい御質問でございます。カナダ、アメリカでは確かに木造の地下というものが建てられているということはお聞きしております。向こうの方は日本と比べて湿気がないとか、あるいは土地が凍るのでむしろ機能がいいんだとか、いろんな説があるようでございます。

我が国の場合は、ちょっと湿気があるので木造で地下はどうかという感じを持っておりますけれども、やっぱり検討してみなければいけません。それから、お金がかかるのは、ある程度掘りますので、一メートル半とか二メートル掘りますので土どめ工事をしなければいかぬとか、それから壁を少し厚くしなければいかぬとか、そういう問題が大きな原因でありますので、例えばある程度プレハブ工法で壁を上につくっておいて、中を掘っていった土どめをしながら徐々に沈めていくとか、そういうふうな工法を開発することによってコストダウンを図っていけるんじゃない

か。

それから、今回の法改正によりましてそういったものがどんどん出てくれば、掘削機などの小型のものも出てくるでしょうし、需要に応じてコストも下がってくるんじゃないかというふうに期待をしておりますが、私どももさらに技術開発などの研究を進めて、民間と一緒にやっていく必要があると思つておられます。

○上野公成君 ツーバイフォーでやれるかどうかと聞いているんですけれども、なかなかやっていないということだと思つておられます。

今お話があつたんですけれども、例えばオランダなんかは水面より低いという国で有名です。これはれんがで基礎をつくつたんですけれども、今は木でやっているということです。それからオーストラリアでもそうです。ニューオーリンズなんかに行っても結構そういう湿地の多いところなんです。これは今すぐということじゃないんですけれども、やっぱりこれだけ多くの国でいるんことをやっているわけですから、ひとつ十分検討していただくということが大変大事じゃないかと思つておられます。

この地下室の容積率も、こういう議論が大変長い間続いて、結果はこういうことになったわけでございますので、今建設省で住宅のコストを二分の一にするというふうなこともあるわけですから、やはり今までやっていることと相当頭を切りかえていかないとかなかなかうまくいかないんじゃないかと思つておられます。これはお答えは要りませんけれども、ひとつそういう方向で検討していただきたいと思います。

規制の緩和とかそういうことに関して、地下室はたしか数年前まではからばりがないとだめだと。居室というのは、建築基準法一般には、居室の部分の七分の一の面積の開口部が要するということがあつたわけでございます。これはからばりがなくとも、住宅機器が大変進歩しまして、衛生上の問題もないし、採光はもちろん照明その他でできるということとクリアをしまして、今そういう地

そこで、今回の容積率の緩和というのは二つの原則があるんじゃないかと思うんです。一つは、公共施設、道路だとかそれから下水道だとかそういうものに対する負荷がない。今言われたよう

の必要な措置を講じているところでございます。今後新たな提案がされた場合、制度の趣旨に照らして検討していくことにしてまいりたいと思ひます。

が物すごく発達しているわけです。またそれに合った機器をどんどん開発していけばいいわけですから、そういうことで十分対応できるんじゃないかと思えます。やはり容積率ということだけが

いった御議論をしていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、環境問題もきちんと整理しなければいけませんし、そういった中で検

討を進めていくことをさせていただいていくわけでございます。

○上野公成君 時間が来ましたのでこの辺でやめさせていただきますけれども、いずれにしても、規制緩和をしていくときには社会的なコンセンサスを得られるというようないことが大変大事です。それから個人の住宅は個人で責任を持ってやる、そういうことをクリアしない限りはなかなかできないわけです。総論賛成各論反対ということが多いわけでございますけれども、これは国会の先生方にも御理解いただくと、マスコミの方にも宣伝していただき、建設省も御努力いただいて、この二つの法律はスタートとして大変結構なことだと思えますが、まだまだこれから進めていただきたいことがたくさんあるわけでございまして、私の質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○小川仁一君 久しぶりに建設委員会へ来ましたけれども、情緒的なことは全部やめて、法律にだけ限って質問をさせていただきます。

この法律は、ことしの一月に出されました「高齢社会の到来及び障害者の社会参加の増進に配慮した優良な建築物の在り方に関する答申」に基づいたものだと思います。

そこで、まずこの法律が対象としている建築物としてどのようなものを想定しているのか。第二条では、不特定かつ多数が利用する一定の建物となっております。一方、答申では「建築物における高齢者・障害者対応は、「利用に供される全ての建築物において実現されるべきである。」とした上で、不特定多数の者に利用される建物としては、「物販店舗、理髪店等のサービス店舗、飲食店、病院・診療所、銀行、劇場・映画館、博物館・美術館等の文化施設、学校等の教育施設、宿泊施設等」を明示しています。他方、この法律第二条は、「病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店」となっています。

答申のうち、学校などの教育施設はこの法律

は対象としていないと思いますが、スーパーマーケットなどの大規模な小売店舗やレストランなどの飲食店、こういうものは対象になるのではないのでしょうか。大阪府や兵庫県の条例では、規模は限定されているとしても対象になっております。

そこで、政令で定める建築物とはどのようなものか、判断の基準をお示しいただき、あわせて、この答申に例示されている建築物あるいは大阪府や兵庫県の条例の対象になっていてこの法の対象から除外されているものがあれば、その理由をお聞かせ願いたい。

○政府委員(三井康壽君) 先ほど来御説明いたしておりますが、本法の対象は不特定多数の方が利用される建築物、これは名前は特定建築物というふうに称しているわけでございます。したがって、今おっしゃられました物販店舗、これはデパートも入りますしスーパーも入りますし小売の店舗も入ります。それから、レストラン、飲食店、ホテル、こういったものもすべて入るわけでございます。

それから、学校についてでございますが、学校は児童の特定の施設ではございますけれども、日曜開放とかそういった不特定の方々も出入りする場合がございます。したがって、私どももいたしましては、開放される学校施設につきましてはこの政令の中で取り込んでいきたい。文部省との協議になりますけれども、全部が全部ではございませんが、一般に開放されるようなものにつきましては、部分的に学校も入れていっていただろうかというふうなところでございます。

それから、今仰せられました兵庫県の条例は大阪、神奈川等の条例で対象となっております建物のうち、不特定多数の利用者のものは大体一致しているわけでございますが、特定多数のものがこれらの条例の中には幾つか入っております。

例示で申し上げますと、共同住宅、事務所、それから一定の工場、それから鉄道駅舎、こういったものが今回の法案よりも広く取り込んで条例化をしております。このうち共同住宅とか事務所、

工場につきましては特定の方々を利用する、住宅ですと個人の御利用でございますし、工場、事務所はその会社に勤務される方の御利用でございます。したがって、不特定多数の利用じゃないということから本法の対象から外させていただいております。

なお、ちょっと細くなりますが、事務所でも、例えば丸ビルのように上が事務所でございますけれども一階部分が店舗等があります場合は、その店舗部分は対象にさせていただいているわけでございます。

それから、駅舎でございますけれども、駅舎は建築基準法上の建築物ではないという扱いになっておりまして、駅舎単独は本法の対象になっておりません。しかし、駅に接続しております駅ビルとかそういうものにつきましては、特定建築物として本法の対象になっております。したがって、駅舎の方は運輸行政の中でホームとか跨線橋とかそういうものにつきましては高齢者、障害者対策を運輸省の方でやっていただく、こういった前提で本法の対象から外していただく、こういったことです。

○小川仁一君 この法で対象にしている建築物が自治体がつくっている条例よりも範囲が狭いとか、あるいはより規模が大きなものしか対象にしないとかということであれば、自治体が大変困るんじゃないかと思っております。この法ができると、進んだ条例の足を引っ張るような結果になりはしないかと心配しておりますが、どうでしょうか、こんな心配はないんでしょうか。こんなことを担保する条文を入れたらどうか。条文を入れないとすれば、大臣に答弁をさせていただいて議事録に残しておいていただきたいと思います、こういう考え方でございます。

○国務大臣(森本晃司君) 今回提出させていただいております法律というのは、不特定多数が利用する建築物の建築に当たって高齢者、身体障害者等が利用しやすいように措置することになっております。このような課題はすべての地域で共通でござ

いますので、国として統一的に取り組むことが望ましいという判断に立っているものであります。

一方、今先生がおっしゃいましたように、それぞれ進んだ地方自治体がございます。本法案以外の建築物を対象にしているものがあるわけでございますが、当然これらは尊重されるべきものであると考えている次第でございます。したがって、これらの条例の定めるところにより積極的に施策の推進を図っていただきたいと考えております。

○小川仁一君 この法律の対象となる建築物は大変多数になると考えられるんですが、この法律によってどの程度のペースで基礎的基準あるいは誘導的基準を満たす建物がつくられると推計しておられるか。障害者の方の社会参加は現状では大変困難です。二〇二〇年には四人に一人が六十五歳以上の高齢者である社会が到来すると言われております。それでどの程度基準を満たす建物ができると見ておられるのでしょうか、お尋ねをしたいと思います。

○政府委員(三井康壽君) 先ほど上野議員にお答えしたことから推計いたしました。今のことをお答えしたいと思っておりますが、サンプリング調査、これは二年前から本格的にこの問題を勉強し始めましたときに、着工統計から建築技術教育普及センターというところに調査してもらった結果でございますけれども、先ほど申し上げましたように、基礎的基準を満たしているものが、フローベース、平成四年度の着工ベースで大体三割ないし四割、誘導的基準を満たしているものは一割未満でかなり少ない、こういうことを先ほど御答弁申し上げました。これをもとにいたしまして、二〇二〇年ごろまでにどうなっていくかということを推計させていただいております。

特定建築物のうちでも、都道府県知事が、この基準によりましてぜひこういうふうにしてくださ

い、基礎的基準に倣ってつくってくださというふうに指導助言をさせていただくのは二十平米以上というふうに考えておるわけでございますけれども、

国として統一的に取り組むことが望ましいという判断に立っているものであります。

国として統一的に取り組むことが望ましいという判断に立っているものであります。

ども、そういった指導助言をさせていただきなから、新たに建てられるものにつきましては特定建築物の約五割、床面積で八割ぐらゐが基礎的基準を守って建てていただけるんじゃないか。それから、ストックを二〇二〇年で推計いたしますと、棟数で約四割、床面積で約六割強が基礎的基準を満たしていただくことを期待しているわけでございます。

さらに、誘導的基準はこれはかなり高い基準でございまして、公共団体の条例でつくっております基準あるいは諸外国の基準よりも高目の基準を考えております。二十一世紀の日本にすばらしいストックをつくっていききたいという気持ちから誘導水準の基準を高く決めさせていただく予定でございまして、助成措置の拡充をさらに図っていくとか、そういったことによりましてさらにいい誘導水準のものをつくっていただくように努力していきたい。これはちょっと推計を申し上げるのは我々も自信がないものでございまして、数字的な推計はちょっと控えさせていただきたいと思っております。

○小川仁一君　そこで問題になるのは、第二条の建築主の努力規定、第四条の指導及び助言、指示の規定にかかわってかと思ひます。

第四条では、特定建築物をつくるときは、指導及び助言をすることができるとなっていますし、同じ第四条二項では、特定建築物のうち政令で定める規模以上のものについて著しく不十分であると認めるときは必要な指示をすることができ、こうなっています。国に先んじて福祉のまちづくり条例や整備指針などを制定している先進的な地方自治体の実情を見ても、建築確認を行ったものの二割から三割ぐらゐしか指導に沿った建物ができていないようであります。

兵庫県の福祉のまちづくり条例では、「事業者は」「整備基準を遵守しなければならない。」とした上で、「指導に従わない事業者に対して、県は勧告し、これに従わない場合はその事実を公表

することができ。」となつていますが、実効性を考える場合、国としてはその事実を公表するということとを地方自治体に義務づけることができないものでしょうか。

○政府委員(三井廉壽君)　先生のような御議論というのは当然ございまして、法案をつくる前にも相当議論をさせていただきまして、義務づけが本当にいいのかどうかという議論から始まりまして、仮に義務づけということをするとすると、最低基準という形でしか何か基準づくりはできない。例えば出入り口にいたしましたとしても、出入り口が何カ所あつても、最低基準ですと正面出入り口だけいい工事をして、それからトイレもどんな大きな建物でも車いす利用者は一基しかつけないでいい、そういった基準が非常に低位になるのを我々もおそれまして、やっぱり誘導基準で持つていく方が長期的にはいいんじゃないかという判断をしたわけでございまして、

したが、いま、どちらかといひますと、義務とかそういう実質上の強制というよりも、誘導の方に力点を置いた形でこの法案を提案させていただいているわけでございまして、さらに、今指導してもなかなか公共団体はその実効が上がらないんじゃないかということも勘案いたしまして、税金の面も、国税も地方税も応援をさせていただきまして、また容積率もまだきつと御説明いたしませんでしたけれども、広げた部分、廊下とかトイレとか階段とかを広げて面積を食った分は容積不算入をするとか、あるいは建築確認の手続を簡素化するとか、それから補助金も国と公共団体でふえた工事費の三分の一ずつを補助するとか、そういったインセンティブを与えることによって、実質上かなり大きな建物につきましてはこの誘導的基準に従つてつくつていただけることを期待しているわけでございまして、

その意味で、助成措置のない公共団体条例よりも、こちらの方がそれ以上の実効を期待できるんじゃないかというふうに思つていただけてござい

○小川仁一君　次に、特定建築物の基準についてお尋ねをいたしますが、三条には、特定施設を高齢者、身体障害者等が円滑に利用できるようにするための措置に関し特定建築物の判断の基準となるべき事項を定めるとあります。説明によりますと、この基準は基礎的基準、誘導的基準、こうなつておりますが、どのような形でこれを公表するか。社会的に公表することによって、社会の反応によつていよいよ応に建築主がそうせざるを得ないような雰囲気をつくることもあるので、十四条の広報活動を徹底していただきたいと思います。それが、それらについてのお考えがありましたらお願いいたします。

○国務大臣(森本晃司君)　本法の第三条に基づき建設大臣が定める判断基準としては、高齢者それから身体障害者等が建築物を利用しやすいようにするための段差の解消、廊下の幅等に関する基準を定めることとしております。これらの基準としては、高齢者、身体障害者等が特定建築物を利用することができるようになるため、その障害を除くための必要な水準である基礎的基準と、高齢者、身体障害者等が特段の自由なく特定建築物を利用できるようにするための必要な水準である誘導的基準を建設大臣告示で定めるとともに、地方公共団体、建築士等の団体、そしてマスコミの方々等を通じて国民への周知徹底を図つてまいりたいと思ひます。

○小川仁一君　もう一つですが、特定建築物の基準についてお聞きします。

第四条一項の指導及び助言のための判断の基準と、同条第二項の著しく不相当であると認め必要な指示をするに当たつての判断の基準、第五条の都道府県知事が認定をするに当たつての判断の基準が御説明のあつた二つの基準のいずれなのか、法律では明らかにしておりませんので、本当はこの条文をもう少しわかりやすく書き直していただきたいんですけれども、そういうわけにもいかないでしょうから、はっきりした明快な解釈の御答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(三井廉壽君)　今大臣から、基礎的基準と誘導的基準の二つを大臣告示でいたすと申し上げました。その後の条文の適用についてでございますが、第四条に基づきます知事の指導、助言、指示の基準は基礎的基準でございまして、それから、第五条の認定の際の基準、これが誘導的基準でございまして、

こういうふうな四、五、五と使い分けて基準を施行する、こういうふうな考えをしております。

○小川仁一君　終わります。

○種田誠君　私の方からは、建築基準法の一部を改正する法律案について若干の質疑をさせていただきたいと思ひます。

今回の法律の改正で規制緩和を行つていく。当然規制緩和がされることによって、国民生活、とりわけ居住生活に新しい効果、影響、こういうものをもたらすだろうと思ひます。さらには経済的な効果なども見込まれるのではないかと、このようにも思ふわけなんですけれども、この法律を改正することによるそれらの効果などについて、提案者である大臣の方ではどのようなお考えをお持ちになれるか、まず最初に伺いたいと思ひます。

○国務大臣(森本晃司君)　今回の地下室の規制緩和でございますが、地価水準が相対的に高い大都市において、主として二ないし三階建て以下の建築物が建築される第一種住居専用地域ということが考えられるのではないかとと思ひます。

それからもう一つ、先生がお尋ねの経済的効果でございますが、先ほど局長の答弁の中でも一部ございまして、仮に年間六千戸の住宅という計算、これはどこまでも仮でございますが、一戸当たり千五百万円ぐらゐの地下室をつくることによつて投資の増加が起きてくるのではないだろうか。そういうことでございます、約九百億円程度というふうな判断しております。

また、今般、三分の一までは地下室を容積率に算入しないことになりましたので、今後そのすぐれた防音性あるいは断熱性などの特徴を生かし

た多様な地下室利用が促進されて、ゆとりある生活が実現していくものとこのように考えております。

○種田誠君 実は、この法律の改正案をじっと見ておりましたら、一つ疑問に突き当たりました。それは、建築基準法ではないのですけれども、民法上住宅を築造していく場合には、隣の境界線から五十センチ以上離さなければならぬ、こういうふうな規定が民法の二百三十四条にございます。地下の部分をつくる場合に、これは居住住宅の一部として位置づけられている物件だとすれば、地下においても隣地の境界から五十センチ離すという原則がやはり考え方の機軸になるのか、それとも、地下室であるならば外からは見えないわけじゃないから、境界ぎりぎりまでつくっちゃっていいものか、この辺の問題を、これから実際つくるとなると当然隣のトラブルが発生するわけですから、まず建設省の方はその辺どういうふうにご考えておられるのか。続いて、きょう法務省に來てもらっておりますから、法務省の方ではどういう考えを持つか、ちょっと伺いたいと思っております。

○政府委員(三井康壽君) 先生もう法律の御専門家でございまして、民法は私がお答えするなどという、ちょっと間違っているぞとおしかりを受けそうなんです、確かに民法で五十センチ距離を置けという相隣関係の規定があるわけでございます。

私どもは、基本的には民法と建築基準法はやや法目的というのが違ふと考えているわけでございまして、後ほど法務省からの御説明があると思えますけれども、例えば防火地域の場合でございまして、建ぺい率一〇〇%という場合がございまして、一〇〇%というのは、もう隣地に接して建てなければ一〇〇%はできない。そういう規定がございまして、これを考えますと、建築基準としては、境界いっぱい建てるというよりは、ある程度許容しているものというふうにご考えているわけでございます。

しかし、仮に民法に触れるようなことになってまいりますと、これは当然民法上の請求権が相手の権利者にございまして、それを民法上調整する前に基準法上調整すべきじゃないかというふうな御議論も当然ございしますけれども、一応そこは分けて基準法は基準法というふうにご考えているわけですから、しかし、実際には民法の規定は当然働くわけでございます。お建てになる方は当然民法等も考えながらお建てになるというふうにご考えております。

なお、私どももいたしましては、この民法二百三十四条につきましては、わずか一例ではございませうけれども、地下につきましてはこの規定は適用されないという判例があるというふうにご聞いておまして、それも一つ考えますと、基準法として特に五十センチかどうかという規定を置く必要はないんじゃないかというふうにご考えている次第でございます。

○説明員(小池信行君) それでは、民法上の問題につきましてもお答えを申し上げます。

御指摘の民法二百三十四条一項の規定が、地下室などの地下建築物の築造についても適用されるかどうかという問題につきましては、考え方としては、積極説、消極説の二つがあるかと思っております。

積極説は、二百三十四条一項の文理解釈を根拠とするものでございまして、この条文が単に「建築物ヲ築造スルニハ」という規定しておりますので、その適用範囲を特に地上建築物の築造に限定はしていないわけでございします。したがって、地下室等の地下建築物にも当然適用があるというふうにご考えるのが積極説でございます。もう一つ、この積極説に立つたといいたしまして、同じ民法の二百三十六条が、異なった慣習があればそれに従うというふうにご規定しておりますので、例えば都市部の繁華街等におきまして、境界線に接して建築物を建てることができるといふような慣習があれば、先ほど申し上げました民法二百三十四条一項の規定は働かないということになります。

す。以上が積極説でございます。

他方、消極説は、これは民法制定当時の社会状況や、それから民法二百三十四条一項の規定の目的を根拠にするものでございします。御承知のように、民法は明治三十年代の初めにできたものでございまして、この当時は地下室という地下の構造物についてはまだ一般化していなかったというふうにご考えられるということ、それから、二百三十四条一項の規定の目的そのものは、その隣地における建築物の建築修繕の便宜、それから火災の延焼防止、それから日照、それから通風、採光というふうな環境の利益の確保、こういうことを目的にしているわけでございまして、そういう点から考えますと、この地下の構造物には及ばないという解釈もできるわけでございします。

ただこの点は、今まで裁判の例で争われたというのには、先ほど建設省の方から御答弁がございましたが、下級審の裁判例に一件あるだけでございまして、学説上も実は余り論じられていない。というところは、恐らく社会生活上今まで余り問題にされることなくあったのではないかとこのように思っております。

したがって、今の時点で法務省といたしまして、その積極、消極いずれに立つかというような判断は非常に難しいわけでございしますが、ただ、今後その土地の高度利用あるいは有効利用との関係というふうな問題が出てくるかもしれません。したがって、この問題につきましては今後勉強をさせていただきますと思っております。

○種田誠君 まさにその姿勢で相隣関係も今後ぜひ見直してもらいたい、こう思うんです。ただ建設省の方で、三井局長の方から判例も一つございしますから言いましたけれども、判例というのは最高裁判例のことだけを判例と言っているのであって、下級審判例のことは判例とふだんは言わないわけであります。ですから、そういう意味では余り過信をなさらない方がよろしいかと思

うんですが、法務省そうですよ。——法務省もそうだと聞いています。

そういうことで、ぜひこの問題に関しては、建設省、法務省、今後、法成立後打ち合わせをして、現実には工事をしていく上ではさまざまなトラブルも予想されると思っておりますので、そういうときに各自自治体の方で間違いがないように指導できるようにしておいてもらいたいと思っております。

それじゃ、法務省ありがとうございました。こういう問題が法律の上で実はございまして、さらにこの地下室はこれから促進されると思うんです。ただその場合に、衛生上の問題や環境上の問題というのは科学技術の発達によってかなり解決されていくだろうと思っております。しかし問題は、地下室がいよいよ住居の一部として使われることによって都市施設に対する負担というものが当然増すことは間違いないだろうと思っております。その辺、道路や下水やその他の都市施設に対する負担という点からは、これらの問題に關してこの改正をするに当たってどのような配慮がなされておられるのか、さらにはこれが心配ないというのか、ちょっと伺わせていただきたいと思います。

○政府委員(三井康壽君) 先生もよく御承知だと思えますけれども、最近はいろんな空調関係、換気関係の設備がいろいろとたくさん出てくるようになってきました。したがって、従来は地下というところとございしますけれども、コストも安くいいものがたくさん出てまいりましたので、従来から比べますと格段に地下室の利用がふえてきていますわけでございます。先ほど上野議員の御質問にもお答えいたしましたように、現在でも地下室がそういうふうにつくられていくというのには、やっぱり御利用になる方がそれなりの便利さを享受できているというふうな技術開発が進んでいるというふうにご考えているわけでございします。

ただ、環境条件といたしましては、換気とか除湿とかそういったことが必要でございしますし、それではエネルギー関係としてどういうふうなこ

かというこのチェックをしたわけでござい
す。そこで得られましたデータによれば、地下室
と地上の部屋とエネルギー消費量を年間と比較
いたしますと、それほど変わらないというデータが
一つございます。それは地下室は冷房のエネル
ギーが非常に少なく済むと。除湿とか電気と
か、そういうのは年間を通じて地上よりも非常
に多いわけでございまして、冷房の効率とい
うのは非常によく、夏に地上部分の冷房をする
よりも地下室の方が安いということもありま
して、年間トータルではほとんどエネルギー
消費量というデータもあるわけでございま
す。これは、どちらかというと地下室を建てる方
にいいデータかなというふうに考えております。

それから、地下室と都市施設との関係について
申しますと、通常、住宅の場合でございまして家
族数がふえるとかそういうことに対しましては
、道路交通とかそういうことに対する影響は
ほとんど変わらないということが一つ。それか
ら、下水などは多少くみ上げをしなければいけ
ませんけれども、そういった多少お金がかかるこ
とはありまして通常の使用量と余り変わりない
ということ、全体的には都市施設に対する負荷は
地下室をつくったことによって増大するとは余り
考えなくていいだろうと。

それからなお、よく出てまいります御議論の中
で、第一種住居専用地域の中で家を高く建てた
い、三階建て、四階建てを建てたいと、こうい
ったときに、地下に潜らせていたくということ
は、その周辺の方々は逆にプラスになって、か
つ利用される方の居住水準が向上する、こうい
ったメリットもある。

総合的に勘案いたしました今回の御提案をさせ
ていただいた状況になったわけでございます。
○種田誠君 最後に一点だけ伺いたいんですが、
やはり地下室をつくるに当たってはどうしてもコ
ストが高い、こう言われております。コストを下
げることで、かなり若者たちのニーズはあ
るようですから、私は普及量が増えるんじゃない

かと思うんですが、コストを下げる方途というの
があるのかないのか、その辺を一言述べていた
ければと思います。

○政府委員(三井廣壽君) 先ほど上野議員のとこ
ろでも御議論いたしました、コストが約二倍ぐら
いという試算をしているわけでございまして、こ
れが普及することによって量的にふえることに
よってコストが下がるという部分は除きまして、
技術開発をしていくということがコストを下げる
ことだろうと思っております。

先ほど申し上げましたけれども、一つの方法
として今いろいろ議論させていただいているの
は、ある程度枠組みをつくって土どめ工など要ら
ないようにして中を掘っていったんだん沈
めていく、そういった工法とか、あるいは掘削も
簡易な小型の掘削機を開発するとか、そういった
ことを官民共同で開発をしていくって低価格で消費
者におつくりいただけるような方法を模索してい
きたいと思っております。

○種田誠君 どうもありがとうございます。
○上田耕一郎君 高齢者、身体障害者等が円滑に
利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
案について質問いたします。

私は、日本共産党国会議員団の障害者対策の責
任者をずっとやっておりまして、毎年障害者団体
と懇談会を行って政府に申し入れもしているん
ですけれども、この法案の前進を評価して喜んで
おります。しかし、日本はまだ後進国で、「建築と
社会」という雑誌の去年の十月号に「建築と
社会のまちづくり」というのがあって、そこに建設省
建築研究所の古瀬さんが書かれておりますけれ
ども、スウェーデンでは公共建築物は一九六九年か
ら、住宅は一九七七年からバリアフリーが基本的
な要件となっているというので、スウェーデンと
比べると二十五年、それから国際障害者年は一八
年だったのが十三年目になりますね、このおくれ
は単に政府の責任というだけじゃなくて、私たち
自覚しなきゃいかぬと思うんですけれども、それ
だけにしっかりとしたいものになさるならぬと

思うんです。

時間もありませんので若干質問したいんです
が、基礎的基準と誘導的基準、その二つを大臣が
公表されるということで、調査室の参考資料に
「基準の具体的なイメージ」というのが八ページに
載っているんです。大体これがいんだらうと思
うんですけれども、一つ気になったのは廊下の幅
です。百二十センチ以上となっているんですね
と、ところが、三十五ページの建設省が前に発表し
た調査では百四十センチ以上となっているんです。

それで、最後のページを見ますと、車いすが一
台通るだけで百二十センチ、人とすれ違う場合は
百四十センチというので、百二十センチじゃ人も
すれ違えないということになりますし、障害者は
外出の場合、普通の車いすよりも電動車いすを使
う人が非常に多いので、廊下幅については、例え
ばこれ一つですけれども、考慮してほしいし、こ
の基準を決める際にはぜひ専門家それから障害
者団体、障害者の意見をよく聞いて決めていただ
きたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(三井廣壽君) まずは、その前にぜひ
御説明させていただきたいんですけれども、この
誘導的基準と基礎的基準を見ていただきますと、
はるかに誘導的基準が高い。これは御認識いた
だきますが、先ほどスウェーデンとか北欧と比べ
て非常に低くおられると。私も、誘導的基準で
ストックがふえれば、ヨーロッパの基準よりも高
いものができる、こういうふうな御認識してお
いていただきたいわけでございます。ヨーロッパの
基準は、基礎的基準にややちょっと上乗せしてい
るかどうか、こういう程度でございまして、
我々はさらにその上を行こうという意気込みで
やっているということをご説明させていただきます。

そこで、この基準につきましては、法律を公布
させていただきましてから関係の方々御相談を
して決めることになっておりまして、取り急ぎ法
案の審議の参考のために我々がお示ししているわ
けでございまして、百二十センチの廊下幅で、電

動でも八十センチぐらいだと思っておりますので、普通
の車いすが電動でないと六十五センチでございま
すが、廊下幅は百二十センチでございましてので人
と車いすが悠々にすれ違えるというふうな思いま
す。それを基礎的基準と考えております。誘導的
の方は、車いす同士がすれ違える、あるいは議員会
館の廊下のようにぐるっと奥まで行って戻って
くるときに回転ができる、これが百八十センチ、こ
ういうことでございまして。

それはそれといたしまして、この基準を決める
際は、この法案をつくりまして前に建築審議会
で御議論いただきました、その際に障害者団体の可
なり主要な団体の常務さんとか理事長さんに数人
入っていただきました。御議論していただきました
ので、この基準をつくる際も当然そういう方々
に入っているわけでございまして御議論していただ
く、そういう考えを持ってまいります。

○上田耕一郎君 先ほど特定建築物に何が入る
かということ、学校がございましたね。学校も、学
生の中には障害者もおられる必要があると思
うんですが、事業所の除外の話がありました。障
害者の雇用促進法がありますから、社員の中には
当然障害者はいらっしゃるわけで、なかなか法定
が守られていないけれども、そういう事業所の除
外というのはこれはどうかと思っております。

それから既存建築物の対策。既存建築物が非常
に多いわけなので、これは新築と同じ義務を課す
るのは無理でも、少なくとも改善の計画をつくら
せて実施状況を点検する必要があるというように
思うんですけれども、今後の課題として、建築物
の範囲というところではこの事業所の除外、学校問
題、それから既存建築物の対策ですね、こちら辺
りよく研究、検討していただきたいと思います

が、いかがでしょうか。
○政府委員(三井廣壽君) いずれも将来の検討課
題と考えておりますが、事業所につきましてはどう
いうふうな持っていくかというのは、我々も難し
い判断があるんじゃないかと思っております。
私どもとしては、やっぱり事業所の事業主

がやっていただきたい。この法案は、不特定多数の方が利用されるがゆえに、公的な助成といえますかそういうものを入れて促進しようというわけでございますから、それに対し、企業体が行っていただくべきところを公的助成するのはいかがかということ議論も当然出てまいりますし、そういったものをクリアしませんと先へ進めない。ただ、基準を強化するというふうな時代になってまいりますれば、基準の強化だけであるという場合は、事業所というのは当然対象としていかなければいけないと思います。

それから、学校につきましても、主として公立系が多いわけでございまして、公的な主体で一生懸命やっていたかどうかというのを原則にしているわけでございます。

既存建築物は、これも大変難しゅうございます。我々の理想は誘導的基準に置いておるものでございますので、既に建てられたもので、廊下の幅が狭いとか、階段の勾配が急なものもあるのを改造しろということとはなかなか言えない、言いにくい場合が非常に多いわけでございます。全部かえなければいかぬと。ただ、トイレを増設するとか、あるいはエレベーターを改造するとか、それからホテルオークラのように階段をエスカレーターに改造するとか、そういう部分的な改造はやり得ると思いますので、それにつきましてはこの法律できちっと規定を置いていないんですが、開銀融資というのを使ひまして、部分的なものになるかもしれませんが、既存の建物でそういう部分的な改造につきましては融資制度という道を開いております。そういった形で指導はしていこうということはしたいと思っております。

○上田耕一郎君　それで、新築の場合ですけれども、実際にこれを達成する際これで保障できるだろうかと思うんですね。最低のバリアフリーの基礎的基準についても努力義務でしょう。これは本来は法的に義務づける必要があるんじゃないか。かなり厳しい建築確認制度さえなかなか違法建築を排除し切れない状況なので、このままだと事前

チェックや竣工報告の規定もない、特定行政庁、市町村に指導権限もない、指示に従わない者に対処するペナルティー規定もないということで、新築の特定建築物について単なる努力義務だけでこれは本当に達成を保障できるだろうか、大きな疑問があるんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣(森本晃司君) 今先生御指摘のように、我々国民が一生を通じて豊かな生活を感じるといふ場合に、やがて私たちも高齢者になり、またどこでけがをしていくかも知れない、そういった意味から考えて、周りの人への思いやりを持って考えていかなければならないわけでございますが、本法案ではやはりまだ、いろいろな角度から検討いたしました、その負担あるいはいろいろな条件から考えると、まだこれを義務づけるまで国民のコンセンサスは十分にいていないのではないだろうか。今後こういう適応の状況を踏まえつつ、将来の検討課題とさせていただきます。と思うところでございます。

○上田耕一郎君 終わります。

○西野康雄君 寄席で言うところりでございまして、トリの難しさはどこにあるかという、前にやる方のネタをずつと頭の中に入れて、そして自分のネタを出していかなければなりません。多分これもやるであろう、あれもやるであろうと。国会の質問もどうも一緒のようでございまして、既存の建物の高齢者、障害者対策ももうとられてしまいましたが、本法律案の趣旨徹底を図るというのとられてしまいました。

まず、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案で、私は器をそういうふうによい方向に規制をしていくというのは結構だと思んですが、最近新しいビルなんかに入りますと、例えばトイレとか水道なんでございますけれども、新幹線やデパートなんかがその例に挙げられるかと思いますが、手をかざすだけで水が流れたりとか、蛇口をひねらずに手を前に出すだけで水が出たり、そんな器具が随分とあります。

ところが、目の不自由な人に聞くと、どこに何があるのか、どこにかざしていいのかさっぱりわからぬわけですね。そうすると、器をつくるだけではなくて、建設省としても中の設備との関係はどういうふうに関係省庁だとかと話し合っていくのかということ、この法律の中で一番大事なポイントになるんじゃないかなと思います。その辺ちょっとお聞かせ願えますか。

○政府委員(三井康壽君) 今障害者の方を特に念頭に置かれて御質問じゃないかと思うんですが、実はこの法案をやる前にいろんな審議会をさせていただいて専門家の意見を聞きましたけれども、障害者の方にも意見の相違というのがかなりあるわけでございます。

それに対して、行政としてどうやっていくかということは実は非常に悩ましいわけでございます。例えば点字ブロックなどは、目の不自由な方はこれがないと大変困ると言われるわけですが、車いすに乗っておられる方は大変不便だと、あれがあつてなかなか動かせないと全然逆の議論がออกมาして、それではどうしたらいいのかというふうな議論が幾つもございます。

今おしやられたのも、まさしく目の不自由な方には不便だけれども、ほかの方には、手に障害があるとかそういう方には便利がいい。ですから、その不自由の度合いによって対策が違ってくる。そしてそれを全部対策でやり切れるのかというところでございまして、今のようなのは、私も実は非常に明快にいたしますということをなかなか御答弁しにくいんですけれども、やっぱりお金を相当かければあらゆる方に不自由なく利用していただくということはできると思っています。

したがって、特にそういう方の出入りの多いデパートとか、デパート業界の方にびっくりされるかもしれないけれども、そういう方の多いところではいろんなことに気を使ってやっていただくというのは、現実には建築士の方とか設計の方とか、あるいは実際に建てる際に御相談いただいた建主の方とか、そういった方にぜひよくPRと

いいますか周知徹底といいますが、そういうことをしたいと思いますし、またこれはやっぱり国民の皆さんが利用される方の意識というのが非常に大事でございますので、いろんな御意見をいただいて、まだまだこういったことの開発といえますか進めていかなければならないものがたくさんあると思いますので、御議論、御指示、御指摘いただきたいと思っています。

○西野康雄君 この法律というのは完璧ではなくて、そういうところで改良の余地があるんだということを念頭に置きながら建設行政を進めていたのだと思います。

建築基準法の一部を改正する法律案、実は法律案を読んでいるときに種田議員と同じようなことをふと思ったんです。隣のところまでぎりぎりに掘っていったらどうなんだろうかというふうなことを思っただけです。

大岡裁きの中で、強欲な質屋が隣の境界線ぎりぎりまで蔵を建てた。訴えていったんですが、言うことを聞いてくれない。そこで、大岡様がああそうか、それならぎりぎりまでどんどんどんどんと掘ってやれと。ずっと深く掘っていった。蔵が傾くやないか。おまえのところは地下牢でもこしらえるのか、池でもこしらえるのかというふうなことで、いやいや、境界ぎりぎりまで掘ったって、おれのところの土地やからほっておけというふうなことで、それじゃあかめというのでお互いがそれを引っ込めるといふ、その話を例にとりながら、どこまでが地下で、どこまでがというふうなことをやろうかと思つたんですが、多分やりはる人がおるやろうと思つてやめたんです。

ただ、町でよく見かけるのは、このごろ木造の三階建てでも申しましようか、一見三階建て風で一階部分がガレージと物置、階段をとんとんと上がってようやく玄関があるというふうなのがあります。大体こんな住宅の形は間口が本当に狭いんですね。そうすると、今度地下室の設置ということが可能になったときに、建築業者が、今まで二階建てで結構広い間口のものも、今度は余計狭

くして、地下室もあるからこゝ大丈夫ですよといふふうな形になってきて、狭いウサギ小屋がひょっとしたらネズミ小屋のようなそういう住宅が並ぶ。よくありますね、新興住宅地のところに行きますと間口の狭いのが並んでいる。そういうふうな危険性がこの地下室というものを解禁にしたときに出てきやしないだろうか。この点の處どめについてだけお伺いをいたします。

○政府委員(三井康壽君) 確かに、住宅地の中には非常に狭い敷地のものも多いわけでございと思います。決して町のつくり方としては好ましくないと思いますが、ただやっぱり最近車庫規制も強化されました、一階部分あるいは半地下部分を車庫にして、車庫を確保しているという形の住宅もかなりふえているので、それが環境上どうかという御議論であらうかと思ひます。

私どもも、町全体がきれいになっていくことが理想でございますから、余りごちゃごちゃしたのには好ましくないと思ひますが、確かに大都市の敷地は非常に狭小でございまして、百平米未満の敷地というのは非常にたくさんあるわけでございします。ただ、最近ようやくこれも、どうも幾ら土地が高いといつても余り狭いのはどうかというふうな国民の皆さんの意向もふえまして、最近では百平米未満の敷地の率が下がりまして、これはある意味で国民の皆さんの意識が高くなってきた。だから、さらにこれによってどんどん小さくてもいいと考える方はまあないのではなからうかというふうな期待をしているわけでございします。

しかし、仮に御心配のようなことが起こるとすれば、平成四年に都市計画法、建築基準法を改正させていただきまして、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、これらは従来の第一種住居専用地域でございすけれども、これに最低限敷地面積というのがかけられるようになったわけでございします。これを公共団体の方で指定の際に使っていただきまして狭小な分割ができないようにするとか、あるいは現在でも地区計

画をかけていただければ、地元の御了解を實質上得なきやいけないんですけれども、敷地面積の最低限規制というのができますので、そういうおそれのあるような地域とか、そういうことをしたくないという地域の方々の合意ができるようなところでは、ぜひこういうことを活用していただきた。そういうことが本当にいい地下室を有効に使っていただけることになるのではないかとこのように期待をしているわけでございします。

○委員長(前田勲男君) 他に御発言もないようです。これより両案の討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。――別に御発言もないようですから、直ちに両案の採決に入ります。

まず、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(前田勲男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、種田君から発言を求められておりますので、これを許します。種田君。

○種田誠君 私、ただいま可決されました高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、公明党・国民会議、日本共産党及び護憲リベラルの会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、高齢や障害に伴い日常生活や社会生活に身体上の制限を受けている人々が、特段の不自由を感じることなく円滑に利用することのできる建築物は、すべての人々にとって望ましいものであるという観点に立つて、関係者の理解を深めるための措置の充実に努めること。

二、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物の建築を促進し、将来、この法律において建築主の判断事項としている基準が一般的な基準として普及するよう、必要な施策の充実に努めること。

三、特定建築物に対する施策の充実に加えて、生活の基盤となるまち全体が高齢者、障害者や子供にやさしい構造となるよう、幅の広い歩道の整備、歩道の段差の解消、電線類の地中化等の道路整備、安全で利用しやすい遊び場や公園の整備、公共交通機関の施設・設備の改善等の施策を総合的に推進するとともに、それらの施策の推進のために有効な制度についても検討を進めること。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(前田勲男君) ただいま種田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(前田勲男君) 全会一致と認めます。よって、種田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森本建設大臣。

○国務大臣(森本晃司君) 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律案につきましては、本委員会におかれま

して熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって議決されましたことを深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいま議決になりました附帯決議の趣旨を十分に尊重してまいりたい所存でございます。

ここに、委員長を初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。

どうもありがとうございました。

○委員長(前田勲男君) 次に、建築基準法の一部を改正する法律案の採決を行います。

本案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(前田勲男君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、種田君から発言を求められておりますので、これを許します。種田君。

○種田誠君 私、ただいま可決されました建築基準法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、日本社会党・護憲民主連合、新緑風会、公明党・国民会議、日本共産党及び護憲リベラルの会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

建築基準法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、住宅の地下室に係る容積率の制限の合理化については、良好な市街地環境を確保しつつ、ゆとりある住宅の供給を図るための措置であることにかんがみ、敷地の分割が行われる場合等に敷地の狭小化が進行して市街地環境が悪化するものがないよう、既成市街地における狭小な宅地の共同化を推進するための施策の充実に努めるとともに、必要に応じて

建築物の敷地面積の最低限度を定めるなど都市計画についても十分配慮すること。

二、住宅の地下室の建築が促進されることに伴い隣接地の建築物に安全上の問題が生じるなど相隣関係上の問題が増加することのないよう、適正な施工の確保について建築行政上十分配慮すること。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(前田勲男君) ただいま種田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(前田勲男君) 全会一致と認めます。

よって、種田君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、建設大臣から発言を求められておりますので、これを許します。森本建設大臣。

○国務大臣(森本晃司君) 建築基準法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会におかれまして熱心な御討議をいただき、ただいま全会一致をもって議決されましたことを深く感謝申し上げます。

今後、審議中における委員各位の御高見や、ただいま議決になりました附帯決議の趣旨を十分に尊重してまいり所存でございます。

ここに、委員長を初め委員各位の御指導、御協力に対し深く感謝の意を表し、ごあいさついたします。

どうもありがとうございました。

○委員長(前田勲男君) なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(前田勲男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後六時五十一分散会